

# 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書

平成22年3月

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議

## 【目 次】

はじめに	1
I 基本的な考え方	3
1. 経緯	3
2. 博物館（この項では登録博物館のほか、博物館に相当する施設、博物館類似施設を含む）の現状	3
3. 新しい「望ましい基準」の検討に当たっての視点	5
II 新たな望ましい基準に求める具体的内容	9
1. 博物館法改正を踏まえて新たに盛り込むべき内容及び留意点等	9
2. これまでの「博物館の在り方に関する検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容及び留意点	10
（別添）登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%の平均数値	18
参考資料一覧	19
1. 博物館及び学芸員に関する統計等	21
2. 関係法令・告示等	47
3. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議設置要綱及び委員名簿	83
4. 会議開催状況	87

## 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」 報告書

はじめに

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「協力者会議」という。）は、平成19年4月の発足以来、博物館法が定める博物館の定義、博物館登録制度、学芸員制度の在り方などの基本的要件や制度について検討してきた。これまでに、報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」（平成19年6月）、同じく「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月）を取りまとめてきたところであり、これらを踏まえ、文部科学省において必要な制度改正等が行われてきた。

今般、本協力者会議では、平成20年6月に博物館法が改正され、新たに博物館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定が盛り込まれる等の規定等が追加されたことや、平成15年6月の現行の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示以降の社会の変化を踏まえ、望ましい基準の改正に向けた検討を開始した。

今回の検討に当たっては、博物館が本来果たすべき役割や、生涯学習社会において博物館が住民の生涯学習の拠点として「望ましい」姿になるにはどうすべきかを立脚点に考えてきた。同時に、利用者、地域住民に照準を合わせ、博物館がその付託にいかに応えるかという点を常に意識しながら議論を行ってきた。

生涯学習社会とは、「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」であり、そのような社会にあっては、各種学習に対する地域住民の今日的な需要は、多様化・高度化・個別化していることが特徴である。博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等と幅広い館種があり、また、多様な博物館資料を有する。その種類、規模、内容、設置者ともに極めて多様性に富み、この多様性こそが博物館の最も大きな特徴である。このような博物館の特徴をいかに活かし、地域住民の学習ニーズに対応し得る施設として発展させるかが、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」の要諦であり、今回の改正によってその多様性を損なうことがあってはならないことは言うまでもない。

本報告書においては、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」に、博物館法の改正に伴う事項の追加だけでなく、博物館に対して当該博物館の基本的な運営の方針の策定を求める項目や、近年の大きな課題である「危機管理」の項目を新設するなど、新しい時代に対応するためのこれからの博物館に求められる事項についても盛り込むことを提言している。

本報告書をもとに文部科学省において「望ましい基準」の改正が速やかに行われ、博物館の健全な発達を図るため、今後の博物館の設置及び運営において、新たな望ましい基準が大いに活用されることを期待したい。

## I 基本的な考え方

### 1. 経緯

#### (1) 「望ましい基準」の制定等の経緯

博物館法（昭和26年法律第285号）第8条において、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めることとされている。本基準については、同法の成立以来、長期にわたり規定されていない状態が続いたが、昭和48年11月30日に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示された。

その後、平成10年には、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、学芸員数の数値基準を削除する一部改正が行われた。

さらに、平成15年には、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、定量的な規定を撤廃する等の大綱化・弾力化を図るための全部改正が行われ、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年文部科学省告示113号、以下「現行の望ましい基準」という。）が告示された。

#### (2) 今回の見直しの経緯

平成20年6月に、博物館法が改正された。主な改正事項は、以下のとおりである。

- ・ 博物館が行う事業として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励することを追加。
- ・ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供を努力義務として規定。
- ・ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることを規定。

あわせて、現行の望ましい基準の施行から約7年が経過し、その間の社会の変化の中で博物館を取り巻く環境も大きく変化している。

本協力者会議では、以上のことを踏まえ、現行の望ましい基準に新たに盛り込むべき視点やその具体的な内容について、関係者からの意見も聞きつつ議論を行い、本報告書を取りまとめた。

### 2. 博物館（この項では登録博物館のほか、博物館に相当する施設、博物館類似施設を含む）の現状

我が国の博物館の現状は次のとおりとなっている。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 統計データについては、資料名を明記していないものについては「社会教育調査」を、財団法人日本博物館協会の調査については「日本の博物館総合調査研究報告書」（平成21年3月）を引用している。なお、社会教育調査については、本協力者会議では、平成20年度調査の速報値を基に議論したが、本報告書においては、確定値のデータを記載した。

○ 博物館数

平成20年度の博物館数は5,775館となっており、平成17年度に比べると161館(2.9%)の増である。そのうち博物館法に基づく登録博物館は907館、博物館に相当する施設として指定を受けているものは341館、合計で1,248館(平成17年度に比べると52館(4.3%)の増)である。登録博物館及び博物館に相当する施設の合計数が博物館全体に占める割合は、約21.6%であり、依然として低い状況にとどまっている。

○ 職員数

職員数(事務系職員等を含む。)は、平成20年度には約4万6千人であり、1館当たり平均約8.0人の職員が配置されているところであるが、専門的職員である学芸員(学芸員補は除く。)は、1館当たり平均約1.2人の配置にとどまっている。(平成17年度は約1.1人。)

○ 入館者数

平成19年度間<sup>2</sup>の入館者総数は、約2.8億人となっている。国民一人当たり年間平均2回以上は博物館を訪れている状況であるが、博物館数が増加しているため、1館当たりの入館者数は減少傾向にある。館種別にみると、入館者数の合計が多いのは、順に歴史博物館(約7,739万人)、美術博物館(約5,726万人)、科学博物館(約3,509万人)、動物園(約3,464万人)、水族館(約2,968万人)、総合博物館(1,707万人)、植物園(1,540万人)となっており、1館当たりの入館者数の多い順では、動物園(約39万人)、水族館(約38万人)、植物園(約12万人)、科学博物館(約7万人)、美術博物館(約5万人)、総合博物館(約4万人)、歴史博物館(約2万人)となっている。

○ 講座・集会数

博物館における講座・集会数は、平成19年度間には、約8万となっている。(平成16年度間は約7万。)

○ 指定管理者制度の導入数

指定管理者制度については、平成20年度には公立<sup>3</sup>の登録博物館・博物館相当施設704館のうち134館が導入しており、全体の19.0%(平成17年度は13.9%)となっている。また、公立の博物館類似施設3,467館のうち965館が導入しており、全体の27.8%(平成17年度は16.7%)となっている。地方自治体が出資する財団法人などへの管理委託制度(移行猶予期間は平成18年9月まで)を適用していた博物館が、指定管理者制度に移行したことが増加要因の一つと

<sup>2</sup> 「社会教育調査」は、当該年度の10月1日現在で作成されているが、例えば平成19年度間とある場合は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの一年間をいう。

<sup>3</sup> 都道府県、市(区)町村、組合立を指す。

考えられる。

○ 資料購入費

資料購入費については、財団法人日本博物館協会の調査によると、平成19年度においては、調査した博物館全体の56.6%は予算がなく、20.6%が100万円未満となっており、依然として厳しい状況が続いている。

○ 自己評価の実施状況

財団法人日本博物館協会の調査によると、平成20年調査において調査した博物館全体の25.1%が自己評価を実施している。また、博物館全体の15.2%が外部評価を実施している。

3. 新しい「望ましい基準」の検討に当たっての視点

以上の現状も踏まえ、今回、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「新たな望ましい基準」と言う。）の検討に当たって特に留意した視点は、以下の通りである。

(1) 博物館の社会での役割と今後の方向

我が国では、1960～1970年代にかけて博物館の建設ブームが訪れ、多くの博物館が建設された。その後、公立博物館においては、管理運営を地方自治体が出資する財団法人などに委託する運営形態が現れ、さらに平成15年からは指定管理者制度が導入され、民間企業や特定非営利活動法人（NPO法人）など地方自治体から指定を受けた組織が公立博物館を管理運営できるようになった。この間、1990年代前半にバブル経済が崩壊し、我が国の経済状況は悪化し、文化・芸術関係の予算や人員が縮小、削減される傾向が強まり、この流れが現在も続いている。

このような中で、博物館の社会における役割を改めて見直し、博物館が果たすべき役割を明確にすることが求められており、展示や教育普及などの事業を通して、社会における博物館の役割を広く伝える方策についてそれぞれの館が検討する必要がある。

また、博物館の運営財源の大部分は、従来、設置者の負担であったが、今後は、それのみならず、資料の寄贈なども含めて幅広い財源の確保に努めることが望ましい。そのためにも直接の博物館利用者のみならず、広く地域住民に現在の博物館の姿を伝えることなどを通じて博物館への関心を高め、理解を得ることが重要である。

今後、博物館にはその経営・事業の評価、学校や家庭および地域社会との連携、利用者に応じたサービスといった観点からの活動のより一層の充実が望まれる。

(2) 博物館登録制度との関係

博物館登録制度については博物館法の第2章（第10条～第17条）に規定されているが、登録にあたって審査すべき要件については第12条に定められている。この要件は都道府県が登録博物館の審査を行う際

の最低限の基準であるのに対し、現行の望ましい基準は、博物館法第8条の規定に基づき、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当であると考えられる、より水準の高い内容を定めたものである。今回の見直しにおいても、この考え方は踏襲すべきであり、新たな望ましい基準については、更に充実した内容のものとするのが求められる。

### (3) 博物館倫理規程との関係

近年、公立博物館においては、指定管理者制度の導入や行政改革の進展に伴い非常勤職員の増加やボランティアの導入等が進んでおり、また、私立博物館においても新公益法人制度が導入され、改めて学芸員をはじめとする博物館関係職員の公共性を担保するための拠り所を確立することが急務となっている。

欧米諸国では、博物館の倫理規程 (Code of Ethics) が定められ、博物館活動の公共性を保証するための指針及び博物館専門職員の行動規範が明確に示されている場合が多い<sup>4</sup>のに対し、我が国ではこうした指針が示されておらず、国際博物館会議 (ICOM) 倫理規程を活用している博物館も数%にとどまっている。今後、我が国の博物館が国際交流や国際的な連携を進め、海外からの信頼性を高めるためにも、ICOM 倫理規程について共通理解を図るとともに、日本独自の倫理規程を策定することが重要と考えられ、関係団体等における早期の取組が期待される。

新たな望ましい基準は、博物館という機関を対象とし、管理面なども含めた組織としての対応の在り方などを定める「組織基準」となるべきものであるのに対し、博物館の倫理規程は、主に設置者や博物館の構成員・関係者を対象とし、館長や学芸員、その他職員についての「行動規範」となるべきものである。「組織基準」と「行動規範」が一对になったときに、真の現代的な「博物館の望ましい姿」を示すこととなるものと考えられる。

したがって、倫理規程の策定に当たっては、改定される新たな望ましい基準との関係に留意することが必要となる。新たな望ましい基準と倫理規程の両者が相互補完的に運用されることにより、相乗効果が発揮され博物館の質的向上につながることを期待される。

### (4) 館種別、規模別の考え方

博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等の多様な館種が存在し、その扱う資料の対象も多岐にわたり、また、大規模で総合的な博物館から小規模で特定のテーマを扱う博物館まで多様な形態が存在している。したがって全ての博物館が新たな望ましい基準の全ての項目を適用しようとするのは必ずしも現実的ではなく、館種や規模の違いを踏まえ、必要な部分を適用することが適当である。なお、館種別の基準の策定については、今後の検討課題であるが、各館種

<sup>4</sup> 例えば、イギリスやアメリカでは「博物館の倫理規程」、カナダでは「カナダ博物館協会の倫理指針」、フランスでは「文化遺産を扱う学芸員及び国内博物館の学術的責任者の職業倫理に関する憲章」、韓国では「博物館・美術館振興法」がある。



の組織・団体が、必要に応じて館種別の基準を策定又は改正する場合には、新たな望ましい基準を参考とすることが期待される。

#### (5) 現行の望ましい基準が対象としていない施設についての考え方

現行の望ましい基準の対象は、公立の登録博物館に限られている。そのため、平成20年度社会教育調査によると、登録博物館及び博物館に相当する施設、博物館類似施設全体の約9.6%を対象としているに過ぎない。

本協力者会議では、博物館登録制度の改善のため、すでに設置者の別を問わない登録制度の導入を提言した（平成19年6月報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」）。その中で新しい登録制度の意義について、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」であるとしている。そして、「博物館法の目的である、国民の教育、学術及び文化の発展への寄与は、設置主体に関わらず、すべての博物館に求められる役割である」として、登録対象を限定しないことを提言している。

この提言は、平成20年の博物館法改正には直接反映されず、登録制度の抜本的な見直しは将来の課題とされた。

本協力者会議としては、新たな望ましい基準の在り方についても、目指すべき方向は、登録制度の改善の方向性と同様であり、設置者を問わず博物館を充実することが国民の利益につながると考える。このため、新たな望ましい基準の対象には、博物館法上の私立博物館を含むものとするのが適当である。なお、私立博物館については、その性格に照らし、設置者の自主性や独自性を十分に活かした運営が行われるべきことは言うまでもない。

さらに、博物館に相当する施設及び博物館類似施設、特に首長部局所管の施設や、大学博物館についても、博物館と同等の機能を有していることが多いことから、この新たな望ましい基準を参考として運営されることが望まれる。

#### (6) 新たな望ましい基準の活用

現行の望ましい基準をどのように活用するか、どのように普及させるかについては、これまで必ずしも十分に検討されていなかった。今後は、国による都道府県等への周知・普及を積極的に行うとともに各館における新たな望ましい基準の効果的な活用の在り方についても検討すべきである。

新たな望ましい基準の活用方法として想定されるのは、博物館の評価基準（例えば自己評価、外部評価を実施する際の基準）として応用することである。また、指定管理者の選定基準や業務基準に反映させること

も考えられる。新たな望ましい基準のこのような活用方法を説明するマニュアル・手引きの作成や説明会の開催などが期待される。

#### (7) 国、設置者の役割

新たな望ましい基準で示す内容は、国として博物館が目指すことが適当であると考えられる内容を規定するものであるが、設置者及び博物館は一体となって、新たな望ましい基準のほか、博物館法等の関係法令等を遵守しつつ、利用者や地域住民のニーズに応えるよう努めることが求められる。また、博物館を新規に設置する場合には、設立当初は、登録要件を満たした上で、将来的には新たな望ましい基準も満たすことができるよう努めることが望ましい。

国は、基準内容の周知や好事例の紹介等、この新たな望ましい基準の普及及び博物館の質の向上に向けて支援を行うことが求められる。

#### (8) 参考数値の考え方

すでにI. 1でも述べた通り、平成15年に、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、「公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和48年文部省告示）」上の定量的な規定を撤廃したところである。

具体的にどのような博物館を設置するかは設置者である地方公共団体等が決定すべきであり、今回の基準の改定に当たっても、新しい時代における博物館にとって何が重要かという大局的な観点で見直しを行うべきであり、再び数値基準を設けることは必ずしも適当ではない。

一方で、各博物館が設置及び運営に当たって参考にできるような客観的な目安を求める意見もあることから、本報告書において参考的な数値を示すこととする。

なお、この参考数値については、昭和48年に制定された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に盛り込まれていた項目をベースに、平成20年度社会教育調査を基にそれぞれの項目の上位30%の登録博物館、博物館相当施設及び類似施設の数値を平均して算出した。本数値は、個別の博物館に対する目標数値ではなく、あくまで参考数値としての意味合いであることから、博物館は、その館種、館の規模、運営の方針、利用者の要請、地域の実情等を勘案し、より適切な目標を立てるべきである。（別添「登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%平均数値」参照）

#### (9) その他

このほか、現在、博物館法と文化財保護法等関係法令が直接相互に関連する規定になっていないことについての指摘があったが、本件は新たな望ましい基準の検討とは切り離し、今後の博物館法の見直しの中で検討していくべき課題と考える。

## II 新たな望ましい基準に求める具体的内容

### 1. 博物館法改正を踏まえて新たに盛り込むべき内容及び留意点等

- ① 博物館資料に、電磁的記録も含まれることを新たに規定（博物館法第2条関係）
  - ・ これまでの博物館は、標本、模型、文献等の資料が中心であったが、情報技術の進展により、デジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多様化していることを反映する必要がある。
- ② 博物館が実施すべき事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う活動の機会の提供について、規定を充実（博物館法第3条関係）
  - ・ 社会教育による学習の成果が社会において実際に活用され、人々が社会教育を通じた学習の意義を実感できるような環境の整備が重要である。
  - ・ 博物館における学習の成果を発揮する活動として、展示資料の解説、講演会等の企画や補助、標本資料の調査又は整理等を行うボランティア活動等の機会の提供が重要である。
- ③ 博物館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定の新設（博物館法第9条関係）
  - ・ 博物館における評価システムの充実と、その評価結果に基づく運営改善のための取組を一層促すため、各博物館が、博物館の各事業について事業計画をたて、その達成に向けて計画的に必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。
  - ・ 公立博物館においては、評価を行う際には、利用者及び地域住民の意向が適切に反映されるよう、博物館協議会等を十分に活用することが望ましい。なお、法21条の規定にあるとおり、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を博物館協議会の委員とすることが望ましい。また、私立博物館においても、同様の者による評価を行うことが望ましい。
- ④ 博物館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する規定の新設（博物館法第9条の2関係）
  - ・ 地域住民への説明責任及び、個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため、利用者及び地域住民との共通理解を図り、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であり、このための情報提供を充実することが求められる。

なお、平成20年の法改正で、都道府県の教育委員会に学芸員等の資質向上のため必要な研修を行うよう努力義務化されたが、現行の望ましい基準にすでに盛り込まれているため、この点については今回大きな改正を要しない。しかし、資質向上のための研修実施の必要性は依然として高く研修への参加促進については、関係者のなお一層の取組を期待するものである。

## 2. これまでの「博物館の在り方に関する検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容及び留意点

### ① 趣旨

- ・ 博物館法第8条に基づき、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るため、博物館の設置及び運営上の望ましい基準を定めることとされており、その趣旨は引き続き、新たな望ましい基準上でも規定することが望ましい。
- ・ 博物館法第8条は、公立博物館だけでなく、私立博物館も対象としているが、現行の望ましい基準は「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」として告示されており、私立博物館は対象としていない。

私立博物館については、これまでその自主性、独自性に配慮して特段の基準を定めてこなかったが、博物館が、その運営状況を見直し、これに基づき必要な改善措置を講ずることにより、その質を高めることの必要性・重要性には、公立と私立の別はない。さらに、私立博物館は、登録博物館全体に占める割合が約39%（平成20年度社会教育調査）と高く、また、税制上の優遇措置を受けており、その公共性を担保するためには、今回の見直しにあたって、新たな望ましい基準の対象を博物館法上の私立博物館にも拡大することが適当である。

### ② 設置等

- ・ 公立博物館については、生涯学習の振興のための重要な場として、引き続き、その設置の促進を規定することが必要である。
- ・ 私立博物館の設置については、設置者の自主性に委ねる観点から、新たな望ましい基準上は記載しないことが適当である。
- ・ 近年、財政状況の悪化などにより、博物館が廃止・閉鎖になるケースが生じている。博物館は、多くの貴重な資料を収蔵しており、博物館の廃止・閉鎖にあってもそのような資料の散逸を防ぐことが重要であることから、当該資料が引き続き適切に保管・活用されるための措置をとるよう努めることを新たに規定することが必要である。この場合、実際には博物館の設置者が大きな責務を担うべきものと考えられる。

#### <参考>

##### 公益法人制度における財産の贈与について

公益法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」第5条第17条において、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであることが必要であり、また、同条第18項では、清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは上記の法人又は国若しくは地方公

共同体に帰属させる旨を定款で定めているものであることとされている。

### ③ 経営等

- ・ 博物館経営の視点から見ると、博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）が明文化され、また、それが利用者に公開されていることが重要である。未だ基本的運営方針が明文化されていない博物館にあつては、設置者が博物館等とも協議のうえ、主導的に検討を進めるなど、速やかに基本的運営方針を決定することが望ましい。
- ・ 博物館は、博物館の基本的運営方針の達成に向けた活動を実施し、博物館利用者や地域住民に同方針を広く周知していく責務がある。そのためには、博物館の基本的運営方針の達成に向けた具体的な事業計画を策定する必要がある。基本的運営方針は、資料収集、調査研究、展示、教育普及のほか、広報、地域連携、財務などに関する事項の基本的な方向性と到達点を明示したものであり、事業計画は個別の事業の実施等を通じていかにしてその基本的運営方針を実現するのかを示すものである。

博物館は、事業計画の策定にあつては、利用者や地域住民の要望や社会の要請に留意するとともに、計画・実行・チェック・改善の循環（PDCAサイクル）が生まれるよう努めることが重要である。

- ・ 上記の内容については、新たに項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。
- ・ 平成15年の指定管理者制度の導入に伴い、多くの公立博物館で活用され、民間組織が公立博物館の経営に携わっている。

しかし、導入に際しては、十分に検討しなければならないことも多い。例えば、①公立博物館における設置の目的の実現において、この制度が有効か否か。②資料収集や調査研究のように数十年、特別展企画のように3～4年を想定して、計画、実行される事業が多い博物館において、この制度がなじむか否か。③この制度は、博物館のほか「公の施設」に分類される施設にも適用されるが、博物館の専門性や特徴を考慮せず、同様の管理基準で公募して良いのか否かなどである。

一方で、博物館利用者に対する接遇、地域住民の潜在的ニーズに対応するサービスの開発と提供、意思決定システムの簡素化など、民間組織の経営に学ぶべき点も少なくない。指定管理者制度の導入にあつては、公立博物館の設置者はこれらに十分に留意する必要がある。

### ④ 事業の自己評価等

- ・ 博物館の評価に当たっては、博物館が定める事業計画の達成状況が適切に判断できる方法で評価を実施することが望ましい。評価作業に徒らに労力を費やし、職員のモチベーション向上を妨げるような仕組みが必要である。

### ⑤ 資料

- ・ 博物館が所蔵する資料は、社会における公共的な財産の性格を持つも

のであり、広く人々に対して公開され、利用に供される必要がある。また、博物館がその保護・継承を支援する歴史的環境や自然環境も公共的な遺産である。それらの資料や環境は、活用されると同時に、時代を越えてできるだけ長く維持され、後世の人々もその恩恵を享受できるように保存、伝承されるべき重要なものである。資料の収集・保管（育成を含む）の際には、以下の項目に留意の上、環境の保護にも配慮し、長く保存、伝承するために必要な施設、設備の整備等を行う必要がある。

- ア) 博物館は、基本的運営方針に基づき、必要な資料を収集・保管し、展示活動や調査研究に資するものとする。
  - イ) 博物館は、資料の収集にあたり、法律や国際条約・協定、ICOM倫理規程等を遵守するとともに、また、資料によっては周辺の自然環境や文化、習慣に配慮をする必要がある。
  - ウ) 博物館が計画的・体系的に収集した資料は、登録原簿を作成し整理しておく必要がある。さらに、研究者をはじめ利用者の利便性を考慮した目録を作り整理しておく必要がある。
  - エ) 収集・保管が困難な希少な実物、標本等の資料の場合は、模型や模造の作成等によって複製した資料を収集することが重要である。また、これらの資料に関連する図書等の資料の収集も重要である。
  - オ) 博物館の資料には、実物、標本等の資料、これらを複製、模造等した資料、それらの関連資料がある。館種、館の目的により、価値基準は一樣ではなく、どの資料を実物の資料とし、何を関連資料と位置づけるのかは、館の考え方によって異なり、資料の形態や媒体によって一律に定まるものではない。そのため、博物館毎に、自館における資料の価値を位置づけ、展示その他の活動を通じて、それを示すことが重要である。
  - カ) 博物館の資料を、博物館界全体の財産として効果的に活用することが重要であり、それぞれの博物館は、資料についての状態を把握し、他の博物館との貸借によって、より有益な展示その他の活動に供することが重要である。
  - キ) 博物館の資料に関わる情報は、国内的・国際的に広く活用されることを念頭に置いた整理をする必要がある。
  - ク) 博物館の休止又は廃止等に伴って資料の移動がある場合には、当該博物館から資料の移動についての情報を博物館登録を担う都道府県教育委員会に届出をすることや、都道府県教育委員会がその移動について他館への紹介をすること等により、移動情報が広く共有されることが望ましい。
- ・ 一次資料と二次資料については、その資料の範囲に関して、博物館ごとの相違や大学における博物館資料論における見解の違いなどが見られることから、新たな望ましい基準においては、その区別を廃止し、新た

に「資料」について、次のとおり再整理することが適当である。

- ① 実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料
- ② ①を複製、模造若しくは模写した資料、又は①に係る模型
- ③ ①②に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料

なお、①②を「博物館資料」と称し、③については「博物館資料」に関する図書等と整理することとする。

#### ⑥ 調査研究

- ・ 博物館は、博物館資料の価値を高め、人類の知的活動に寄与するため、調査研究を行うことが必要である。博物館での調査研究は、長期間の実施が必要であり、表面上目立つものではないが、博物館の活動が正確な情報に基づいて行われるための基礎的な活動として不可欠である。調査研究に裏付けられた収集、展示、教育普及活動等が行われることによって、博物館は社会から信頼を得るにふさわしい存在となる。
- ・ 調査研究の内容は、資料に関する専門的、技術的な調査研究、資料の保管及び展示等の方法に関する技術的な調査研究が中心となると考えられる。なお、当該資料に関する学問分野における調査研究や、教育普及活動、博物館管理運営等の博物館そのものの活動に関するものも重要である。
- ・ 調査研究は、博物館の諸活動の基礎となる活動であり、館の基本的運営方針にしたがって、計画的に行う必要がある。
- ・ 調査研究の成果は、国内外の研究者やさまざまな活動（学習・調査・研究・文化財保護等）に関わる者、地域の人々など、広い範囲の人々の研究等に資するものとなることが重要である。そのため、調査研究の成果は、展示や教育普及活動で活用するとともに、紀要や年報、報告書、学会誌等に掲載し、公表することにより広くその活用を図ることが必要である。
- ・ 調査研究をより有効に実施し、その成果を深めるために、自館のみではなく、広く他の博物館や研究機関等との共同調査や研究を実施することも重要である。
- ・ 上記の内容については、新たに「調査研究」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

#### ⑦ 展示

- ・ 展示は、人々と博物館を直接結びつける活動としてとりわけ重要であり、研究に基づく正確な資料や情報を用い、博物館に対する信頼性を確保しなければならない。また利用者の関心や知識を深めるために、博物館は、展示方法のさまざまな工夫を行うとともに、資料に関する理解の増進やその効果的な鑑賞に資するための活動を行い、より学習効果の高い展示に取り組む必要がある。
- ・ 現行の望ましい基準に例示されている展示方法は必ずしも一般的に認知されていないため、第4条第2号の展示方法の例示を削除し、第4条

第4号の内容と統合することが適当である。

- 効果的な照明や音声、画像を含めた情報機器の活用等を含めた展示方法の工夫により、その効果を上げることを明記する。また、必要に応じて常設展示の計画的な更新を実施することを新たに留意事項として規定することが適当である。
- 第4条第5号は、学習機会の提供の一環で行われるものであるため、学習機会の提供等を規定する第8条に移動する。また、「研究会」を追加することが望ましい。なお、参加体験型の双方向性のある活動も重要であり、講演会、研究会等の実施に当たっては留意すべきである。
- 第4条第6号の、利用者への展示資料の解説や調査研究についての助言を行うことについても、「学習機会の提供等」で扱うものとする。

#### ⑧ 学習機会の提供等

- 学校支援にあたっては、学習指導要領との関連を意識した学習プログラムの制作、学芸員の学校派遣、更には、博物館と学校の間で学習活動の調整、支援、介在を行うコーディネーターの役割を担う職員の博物館への設置などが望まれる。

#### ⑨ 情報の提供等

- 博物館においては、自己点検評価の結果とともに運営上の課題に関する改善案を博物館利用者や地域住民に公開することから、情報の提供等について、新たな望ましい基準においても規定することが適当である。
- 運営に関する情報をインターネット等で公開することで、博物館の運営状況や改善の取組、さらには博物館がその地域に存在する意義を広く周知させることができる。あわせて、博物館利用者や地域住民からの意見を改善計画に反映させることも重要である。

#### ⑩ 事業の連携等

- 単独でなし得ない効果的な事業を展開するためには、同じ館種の博物館同士の連携はもとより、館種を超えた連携や、図書館・公民館等の社会教育施設、文書館等の文化資源を扱う機関、社会教育関係団体等とのより緊密な連携が重要であることから、新たな望ましい基準において、新たにその旨を規定することが適当である。
- 博物館が学術及び文化の発展や地域の活性化に貢献することが重要であり、新たな望ましい基準においては、そのことに留意すべき旨も新たに規定することが適当である。
- 博物館が、児童生徒を含めた住民が博物館活動を理解する機会を設ける(=「ミュージアム・リテラシーの涵養」)よう努めることが重要である。

#### ⑪ 開館日等

- 社会教育調査によると、年間の開館日は増加しており、また、日曜日の開館については約9割の博物館が開館しているが、引き続き、開館日、



開館時間の設定に当たって、利用者の便宜を図るよう規定することが重要である。

- ・ 利用者のニーズに応えるため、開館時間の延長に努めることが重要であり、各博物館の取組を期待するものである。

#### ⑫ 職員

- ・ 学芸員などの専門職員は、博物館が行う事業内容（博物館法第3条）を効果的に実施し、博物館がその基本的運営方針を実現する上で、欠くことのできない職員であり、博物館活動の質を担う重要な役割を有する。そのために必要な数の学芸員の配置を行うことが重要である。
- ・ 博物館の資源を最大限に活かすためには、館長、事務系職員、学芸員などの専門職員等の相互の連携を強化するとともに、組織のあり方を工夫することが必要である。とりわけ教育普及活動や保存等は、これからの博物館に特に求められる機能とも言え、必要に応じ、教育普及活動や保存等を専門に担当する職員を配置するなど、それぞれの博物館で業務分担の在り方、専任の職員の配置の在り方等について適宜・適切な見直しを行い体制を整備するよう努めることを新たに規定することが適当である。

#### ⑬ 職員の研修

- ・ 博物館活動の質を向上させるため、館長及び職員の研修の機会を拡充することが必要である。
- ・ このため、都道府県教育委員会は、管内の公私立博物館の職員への研修機会の拡大に努めるべきである。また、博物館側は、都道府県教育委員会の研修その他必要な研修に学芸員をはじめ職員を積極的に参加させ、職員の能力及び資質の向上を図るよう努めるべきである。

#### ⑭ 利用者に応じた博物館サービス

- ・ 青少年、高齢者、障害者、外国人等を対象とするサービスの向上のため、介助者の配置等障害者等への観覧支援、託児サービスの実施、外国語の表記、通訳ボランティアの配置等について新たに規定することが適当である。
- ・ 館の規模や対応能力を踏まえ、入館者が快適に観覧できる環境の整備・維持に努めることを規定することが必要である。入館者数が多くても、観覧環境が悪く、来館者の満足度が下がることは望ましくないことに留意が必要である。
- ・ 上記の内容については、現行の望ましい基準では旧第十一条の「施設」にのみ利用者に応じた対応が記載されてきたところであるが、新たな望ましい基準においては、新たに「利用者に対応したサービスの提供」という項目を設けることが適当である。

#### ⑮ 施設及び設備等

- ・ 入館者の快適性（アメニティ）や楽しさの向上が重要である。具体的には休憩施設、飲食施設、ショップの充実等が考えられるところであり、

その旨を追加することが適当である。

⑯ 危機管理

- 地震等の災害が起これば、当該地域の博物館においても大きな被害が生じる。貴重な資料が災害から適切に保護されるためには、地震や水害等の災害時の適切な対処は必要不可欠であり、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくことが必要である。また、貴重な資料を次世代に伝えていくという意識を共有し、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことが重要である。最近においても、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）等の大規模な災害が頻繁に発生しており、災害への対策を早急に行う必要性が高まっている。
- さらに、自然災害だけでなく、盗難・破壊等人的災害や口蹄疫、鳥インフルエンザ等伝染病の発生等も含めた博物館の危機管理への対応について、新たに規定することが必要である。
- 上記の内容については、新たに「危機管理」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

## 附記

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、博物館にも甚大な被害をもたらした。およそ200以上の博物館で、施設や設備、所蔵資料などが損傷を受け、中には津波のために施設が全壊・流失したり、職員が命を落とした博物館もあった。震災後には、東北地方はもちろん首都圏でも多数の博物館が休館を余儀なくされ、一部の博物館は避難所の役割も果たした。その後徐々に復旧・再開の動きも見られるものの、被災地では未だ復興の目途すらたない博物館もある。

他方、こうした困難な状況の中で、国による取組以外にも、全国各地の博物館・文化財関係者の間で支援の動きが直ちに広がり、これら関係者の協力によって、被災した所蔵資料の移送・洗浄・修復などの献身的な取組が今なお続けられている。

博物館は、それぞれの地域に関連する貴重な資料を有し、学術上の価値のみならず地域のアイデンティティ保持の観点からも重要な拠点であり、人々に心のやすらぎやゆとりをもたらすものである。こうした博物館の意義にかんがみ、貴重な資料を後世へ伝えていくため、今回の震災の経験を踏まえて、災害等による博物館の被害を防止するためのさらなる取組が求められる。

本報告書においては、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくこと、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことなどを指摘し、「望ましい基準」に危機管理に関する規定を新たに設けることを提言している。今後、被災した全ての博物館が早期に復興することを心から願うとともに、本報告書を受けて改正される「望ましい基準」を踏まえ、各博物館において災害等に対する備えがさらに一層強化されることを期待したい。

平成23年8月

(別添) 登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%の平均数値

		学芸員、学芸員補の数(人)				建物面積(m <sup>2</sup> )	資料数(点)	開館日数(日)	入館者数(千人)
		専任	兼任	非常勤	専任+兼任+非常勤				
登録施設	総合博物館	10.8	1.1	2.6	12.8	11,797.1	251,238.8	337.3	150.7
	科学博物館	9.6	0.1	1.7	10.3	12,260.0	307,024.0	338.7	338.7
	歴史博物館	6.2	0.9	1.6	7.0	6,884.0	137,355.7	333.6	105.1
	美術博物館	5.9	0.6	1.2	6.5	8,938.7	36,768.6	329.2	166.2
	野外博物館	5.0	0.3	0.0	5.0	15,863.3	231,196.3	365.0	207.0
	動物園	4.0	0.0	0.0	0.0	7,130.0	25,928.0	343.0	773.0
	植物園	0.0	0.0	0.5	0.5	56.5	900.0	357.5	25.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水族館	5.5	1.0	0.0	5.5	6,651.5	54,365.0	365.0	302.0
相当施設	総合博物館	3.8	3.0	1.3	5.3	9,323.0	1,098,233.7	349.5	135.8
	科学博物館	12.1	0.8	1.9	13.4	13,583.5	478,378.4	354.0	359.5
	歴史博物館	4.1	2.0	1.3	5.3	9,013.8	152,811.8	348.7	177.5
	美術博物館	9.6	1.7	3.5	12.6	16,260.6	113,300.6	345.4	444.8
	野外博物館	6.0	0.5	3.0	7.0	16,251.0	117,658.0	365.0	732.0
	動物園	10.4	0.6	1.1	11.1	140,276.4	10,039.1	360.9	1,396.0
	植物園	3.0	0.5	0.0	3.0	6,110.0	164,471.0	352.5	435.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	2.7	23,283.0	72,977.7	365.0	1,215.3
	水族館	20.6	0.3	4.0	22.6	19,752.8	74,187.2	365.3	1,301.8
類似施設	総合博物館	1.8	0.5	1.0	3.1	5,186.3	203,312.0	338.8	86.9
	科学博物館	0.8	0.4	0.4	1.6	6,171.0	33,687.4	339.8	151.3
	歴史博物館	0.9	0.7	0.4	1.9	2,923.1	74,629.2	339.2	59.7
	美術博物館	2.2	0.5	1.0	3.2	3,892.5	15,675.1	349.7	110.3
	野外博物館	0.7	0.3	0.2	1.2	2,337.9	9,689.2	359.5	122.3
	動物園	2.8	0.2	0.8	3.6	11,542.6	11,137.0	363.5	603.3
	植物園	1.7	0.6	0.7	2.9	7,325.0	187,762.5	363.8	295.9
	動植物園	2.2	0.0	0.6	2.3	6,212.4	29,131.6	363.4	332.0
	水族館	2.9	1.5	1.4	5.4	7,694.7	29,957.2	364.8	692.7

開館日数及び入館者数については、平成19年度間

平成20年度文部科学省社会教育調査より

## 参 考 資 料 一 覧

1. 博物館及び学芸員に関する統計等	21
(1) 博物館等数の推移	23
(2) 入館者数の推移	24
(3) 館種別博物館等数の推移	25
(4) 館種別入館者数の推移	26
(5) 公立博物館における指定管理者の導入状況	27
(6) 社会教育費の公立博物館への支出額の推移	28
(7) 設置者別博物館等数	29
(8) 所管別博物館相当施設及び博物館類似施設（公立のみ）	30
(9) 博物館類似施設の現状	31
(10) 設置主体別登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の状況	34
(11) 博物館等における入館料の状況	35
(12) 入館料を有料とする博物館等のうち減免措置のある館数	36
(13) 博物館等におけるボランティア活動状況	37
(14) 博物館等 1 館当たりの職員数の状況	38
(15) 館種別博物館等数及び学芸員数	39
(16) 博物館等のバリアフリー対応状況	40
(17) 資料購入予算の現状	41
(18) 評価の実施状況	42
(19) ミュージアムショップ、レストラン、カフェの設置状況	43
(20) 危機管理に関する状況	44
(21) 広報活動の実施状況	45
(22) 平成 21 年度地方交付税単位費用積算基礎	46
2. 関係法令・告示等	47
・博物館法（最終改正：平成 20 年 6 月 11 日法律第 59 号）	49
・博物館法新旧対照表	先頭56
・「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正経緯について	57
・公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 15 年文部科学省告示 113 号）	58
・「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について（平成 15 年文部科学省生涯学習政策局長通知）	60

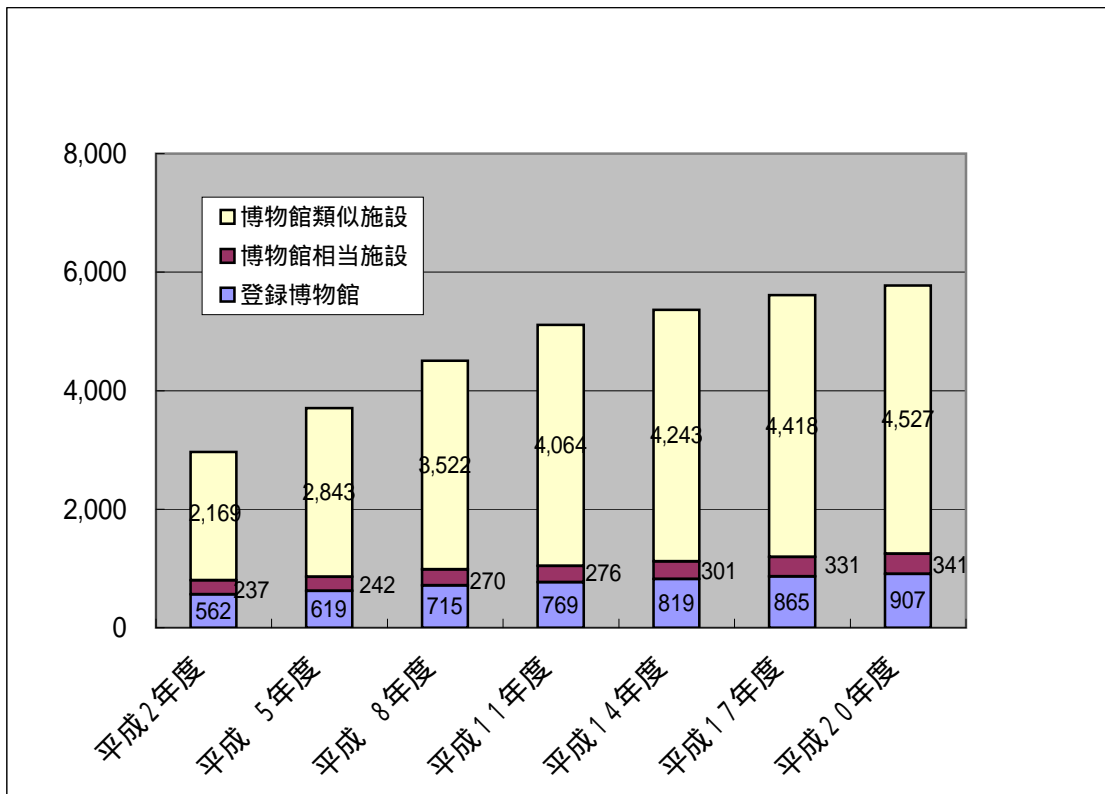
・ 公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和 48 年文部科学省告示）	63
・ 公立博物館の設置及び運営に関する基準新旧対照表（現行基準及び昭和 48 年基準）	先頭
・ 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（平成 9 年文部省告示 54 号）	75
・ 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の告示について（平成 9 年文部省生涯学習政策局長通知）	76
・ 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の一部を改正する告示について（平成 14 年文部科学省生涯学習政策局長通知）	80
3. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議設置要綱及び委員名簿	83
4. 会議開催状況	87

## 1. 博物館及び学芸員に関する統計等





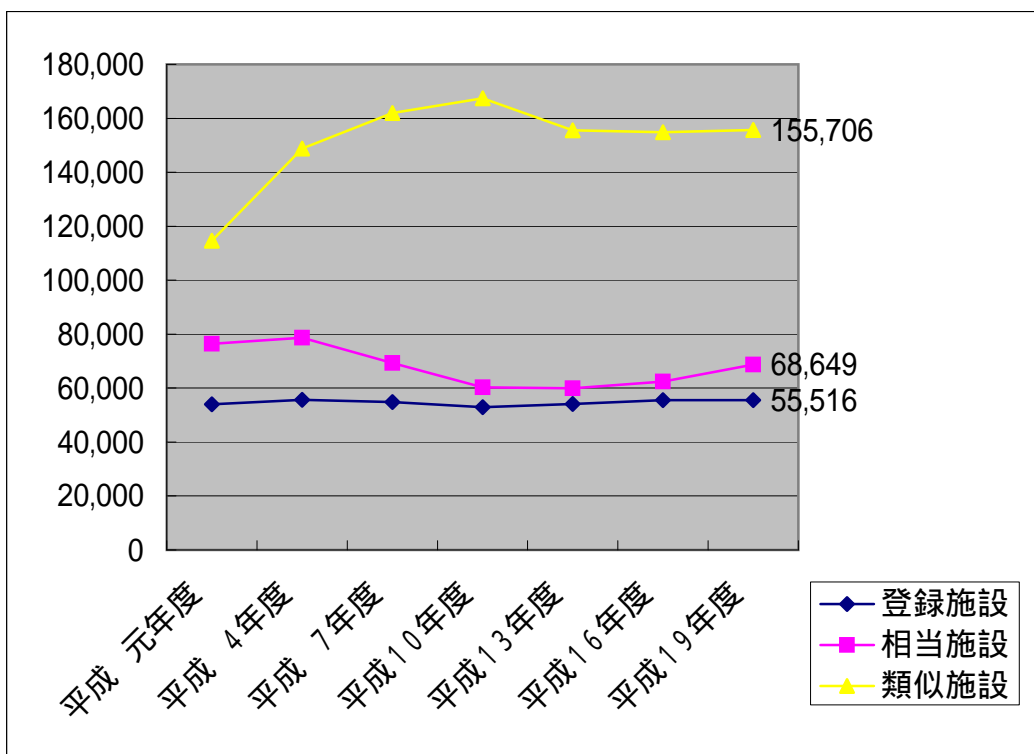
## (1)博物館等数の推移



区分	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	合計	博物館類似施設の全体に占める割合
平成 2 年度	562	237	2,169	2,968	73.1%
平成 5 年度	619	242	2,843	3,704	76.8%
平成 8 年度	715	270	3,522	4,507	78.1%
平成 1 1 年度	769	276	4,064	5,109	79.5%
平成 1 4 年度	819	301	4,243	5,363	79.1%
平成 1 7 年度	865	331	4,418	5,614	78.7%
平成 2 0 年度	907	341	4,527	5,775	78.4%

出典：文部科学省社会教育調査報告書

## (2) 入館者数の推移

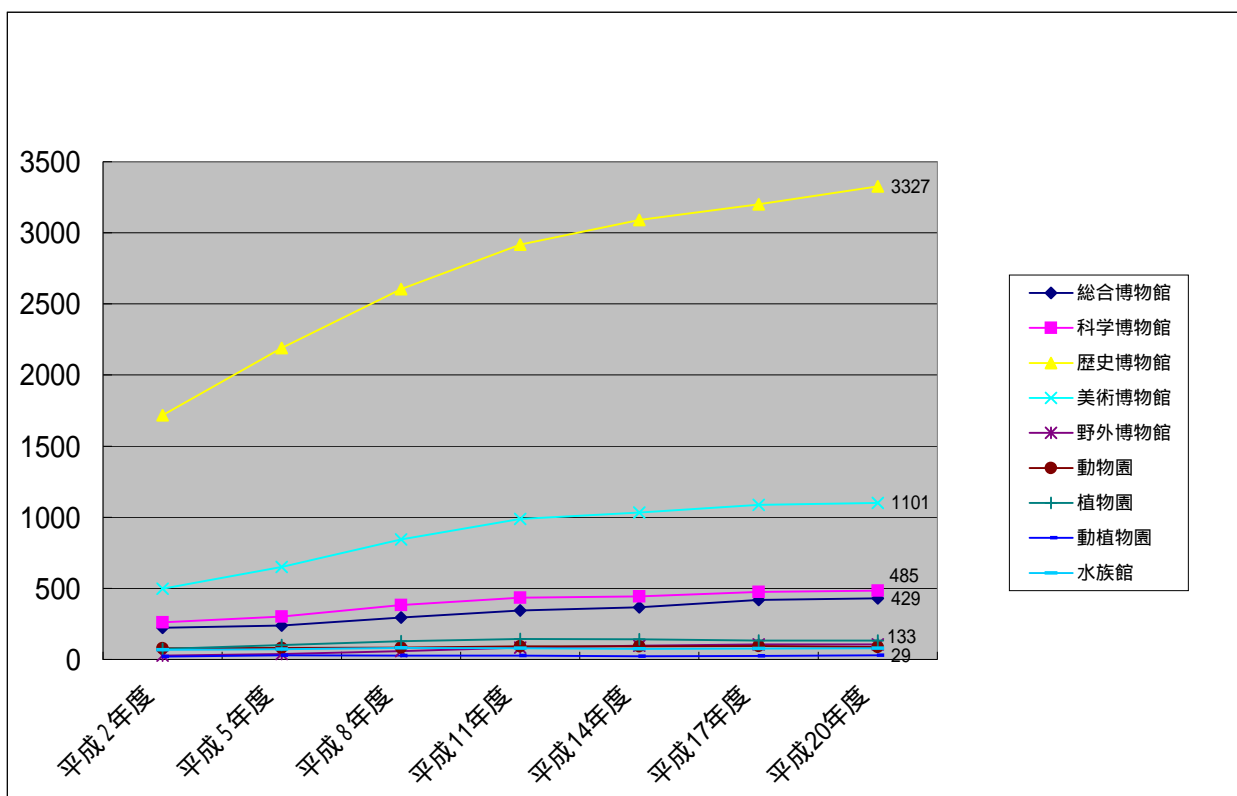


(単位:千人)

	登録施設	相当施設	類似施設	合計
平成 元年度	53,936	76,386	114,658	244,980
平成 4年度	55,655	78,680	148,752	283,087
平成 7年度	54,813	69,261	161,927	286,001
平成 10年度	52,963	60,310	167,376	280,649
平成 13年度	54,115	59,862	155,526	269,503
平成 16年度	55,486	62,368	154,828	272,682
平成 19年度	55,516	68,649	155,706	279,871

出典: 文部科学省社会教育調査報告書

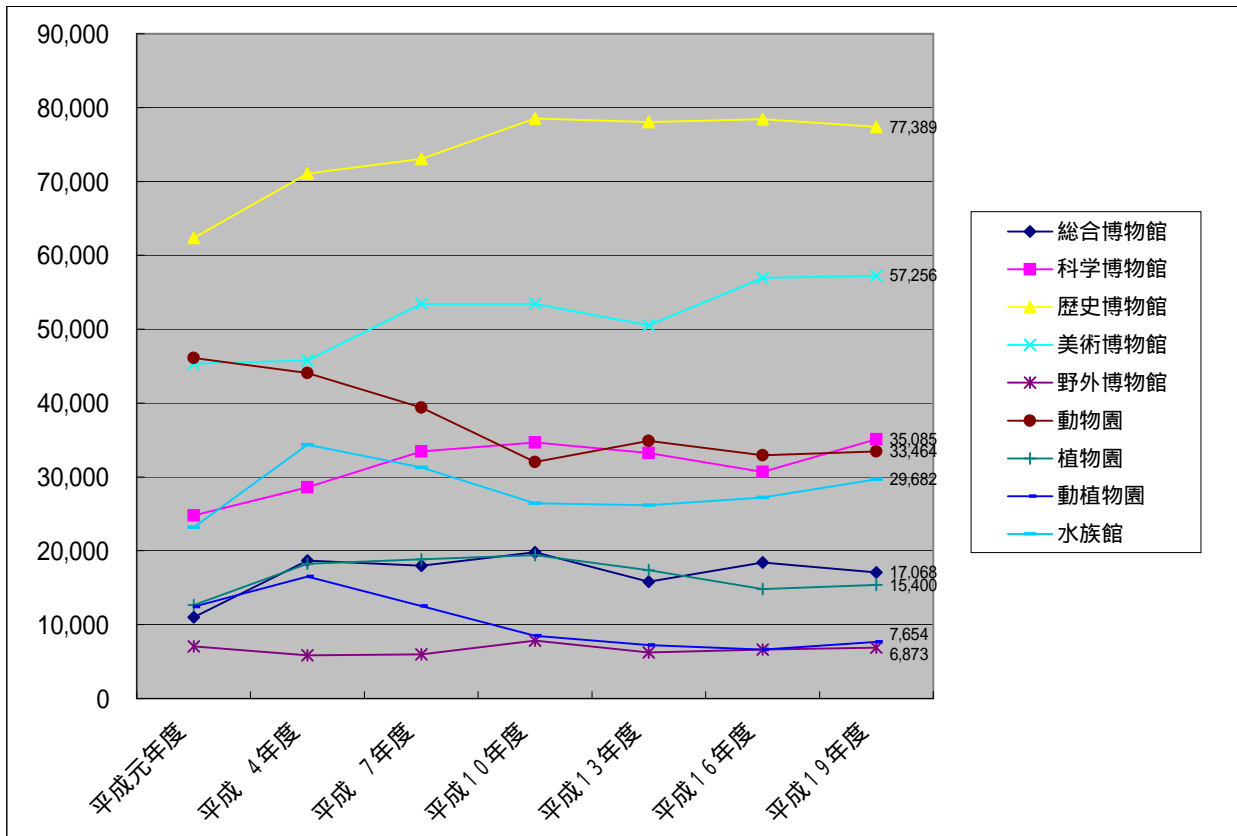
### (3) 館種別博物館等数の推移



	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	合計
平成2年度	222	261	1717	498	28	79	75	20	68	2968
平成5年度	238	302	2189	651	38	81	102	30	73	3704
平成8年度	295	383	2604	845	59	84	129	28	80	4507
平成11年度	345	435	2916	987	84	93	144	27	78	5109
平成14年度	366	444	3091	1034	96	93	141	23	75	5363
平成17年度	418	474	3200	1087	106	95	133	25	76	5614
平成20年度	429	485	3327	1101	106	87	133	29	78	5775

出典: 文部科学省社会教育調査報告書

#### (4)館種別入館者数の推移



(単位: 千人)

区分	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	合計
平成元年度	11,024	24,787	62,367	45,341	7,078	46,089	12,654	12,438	23,202	244,980
平成 4年度	18,666	28,588	71,047	45,765	5,831	44,079	18,254	16,489	34,368	283,087
平成 7年度	17,965	33,469	73,073	53,439	5,985	39,387	18,865	12,537	31,281	286,001
平成 10年度	19,814	34,669	78,529	53,414	7,836	32,041	19,400	8,503	26,443	280,649
平成 13年度	15,816	33,215	78,055	50,522	6,257	34,887	17,365	7,234	26,152	269,503
平成 16年度	18,420	30,660	78,423	56,956	6,621	32,913	14,814	6,647	27,228	272,682
平成 19年度	17,068	35,085	77,389	57,256	6,873	33,464	15,400	7,654	29,682	279,871

出典: 文部科学省社会教育調査報告書

(5) 公立博物館における指定管理者の導入状況

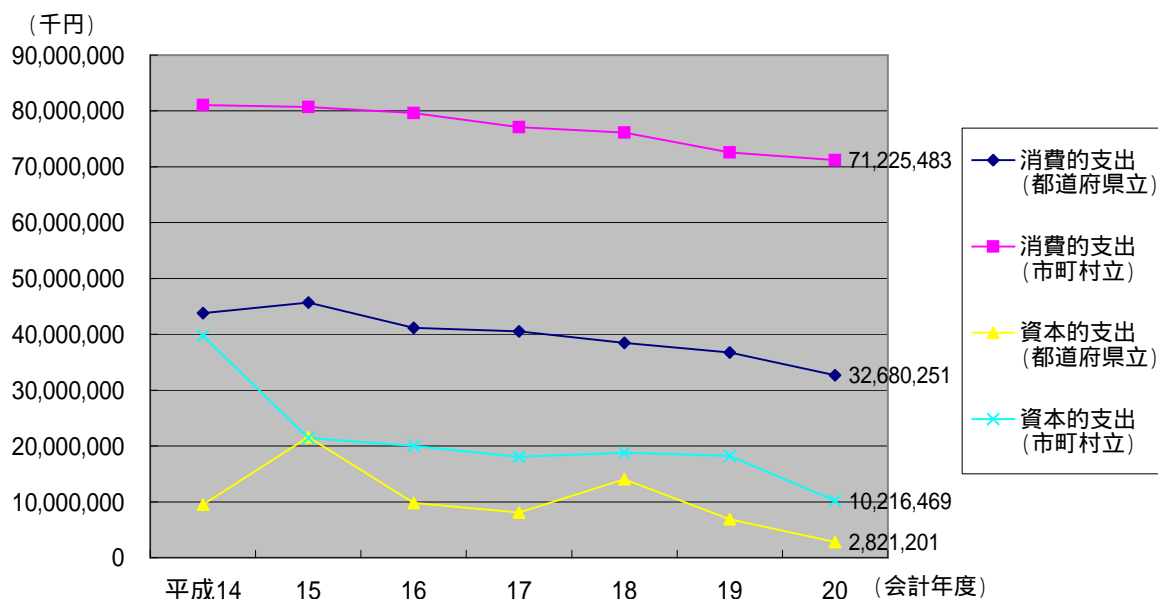
(館数)

	都道府県	市(区)	町	村	組合	合計
北海道	4	5				9
青森県						0
岩手県	2					2
宮城県		1				1
秋田県	2					2
山形県		3				3
福島県						0
茨城県	1					1
栃木県	1	3	1			5
群馬県						0
埼玉県	1					1
千葉県	1	1				2
東京都	4	2				6
神奈川県		4				4
新潟県		2				2
富山県	5	5	2			12
石川県		11				11
福井県						0
山梨県	1		1			2
長野県	1	6				7
岐阜県	1	1				2
静岡県		4				4
愛知県		2			1	3
三重県						0
滋賀県	1					1
京都府						0
大阪府	2	6				8
兵庫県		2				2
奈良県						0
和歌山県						0
鳥取県		3				3
島根県	5	4				9
岡山県	1	2				3
広島県	1	9				10
山口県		3				3
徳島県						0
香川県						0
愛媛県	1	1				2
高知県	3	1				4
福岡県	1	1				2
佐賀県						0
長崎県	2	3				5
熊本県						0
大分県						0
宮崎県		1				1
鹿児島県		1				1
沖縄県	1					1
合計	42	87	4	0	1	134

上記館数には登録博物館及び博物館相当施設が含まれる

出典:平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

## (6) 社会教育費の公立博物館への支出額の推移



(単位:千円)

	平成14	15	16	17	18	19	20
消費的支出(都道府県立)	43,767,709	45,716,041	41,165,528	40,530,845	38,456,137	36,725,813	32,680,251
消費的支出(市町村立)	81,058,482	80,738,054	79,632,193	77,073,555	76,141,210	72,549,306	71,225,483
資本的支出(都道府県立)	9,544,188	21,594,666	9,783,240	8,091,068	14,054,287	6,863,627	2,821,201
資本的支出(市町村立)	39,751,811	21,451,223	20,020,569	18,049,857	18,794,421	18,205,653	10,216,469

出典: 文部科学省地方教育費調査報告書

### 【消費的支出】

原則として年々経常的に支出する人件費、博物館活動費、維持・修繕費等の経費をいう。

但し、共済組合からの給付金及び公務災害補償基金からの補償金は、地方公共団体の支出ではないため対象外とする。

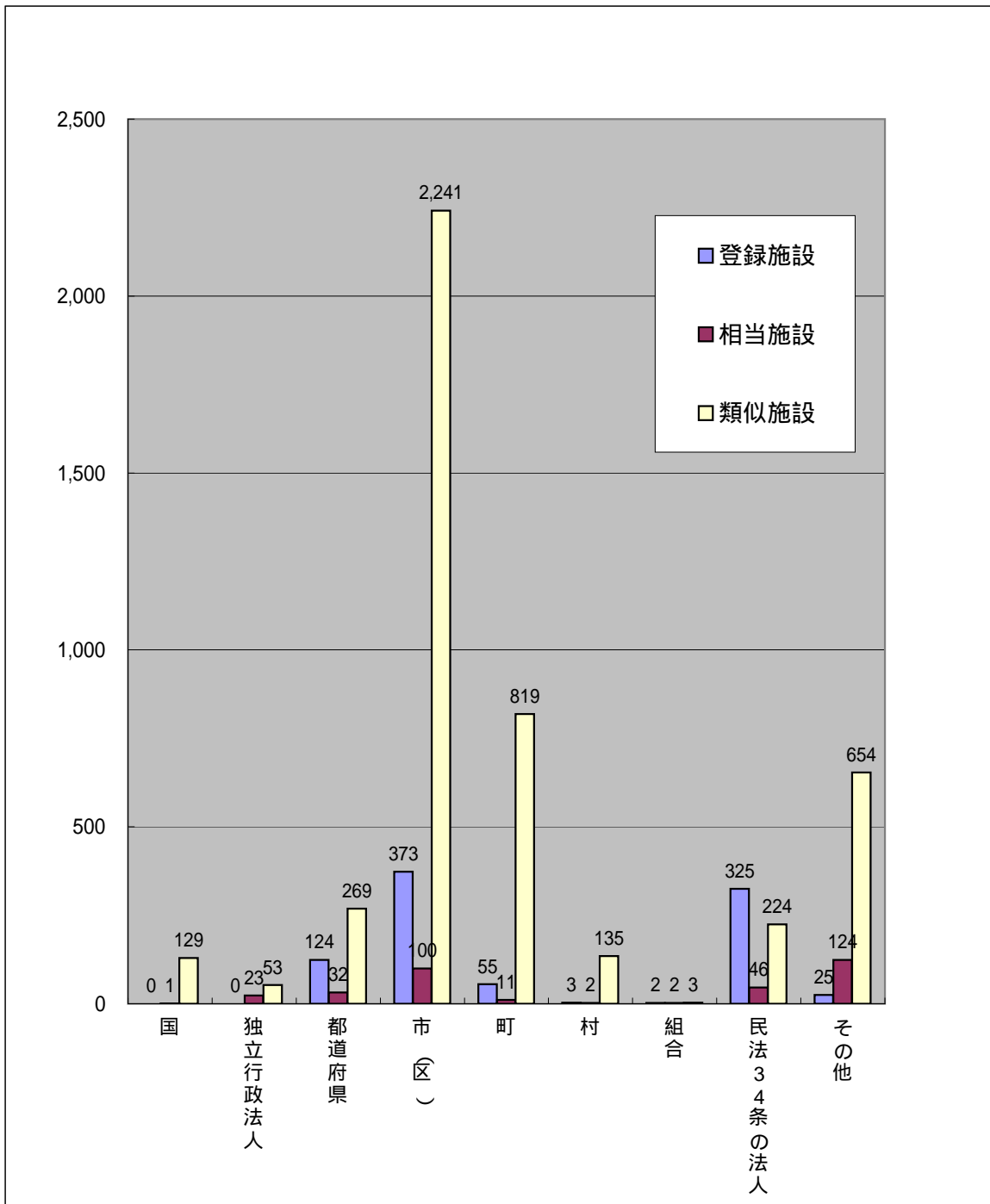
### 【資本的支出】

博物館の土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費をいう。

債務償還費: 博物館のための地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費をいう。ただし、一時借入金に要した経費は対象外とする。

社会教育費: 地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費(体育、文化関係、文化財保護を含む)

(7) 設置者別博物館等数



	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法34条の法人	その他	合計
登録施設	-	-	124	373	55	3	2	325	25	907
相当施設	1	23	32	100	11	2	2	46	124	341
類似施設	129	53	269	2,241	819	135	3	224	654	4,527

典：平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

(8) 所管別博物館相当施設及び博物館類似施設数(公立のみ)

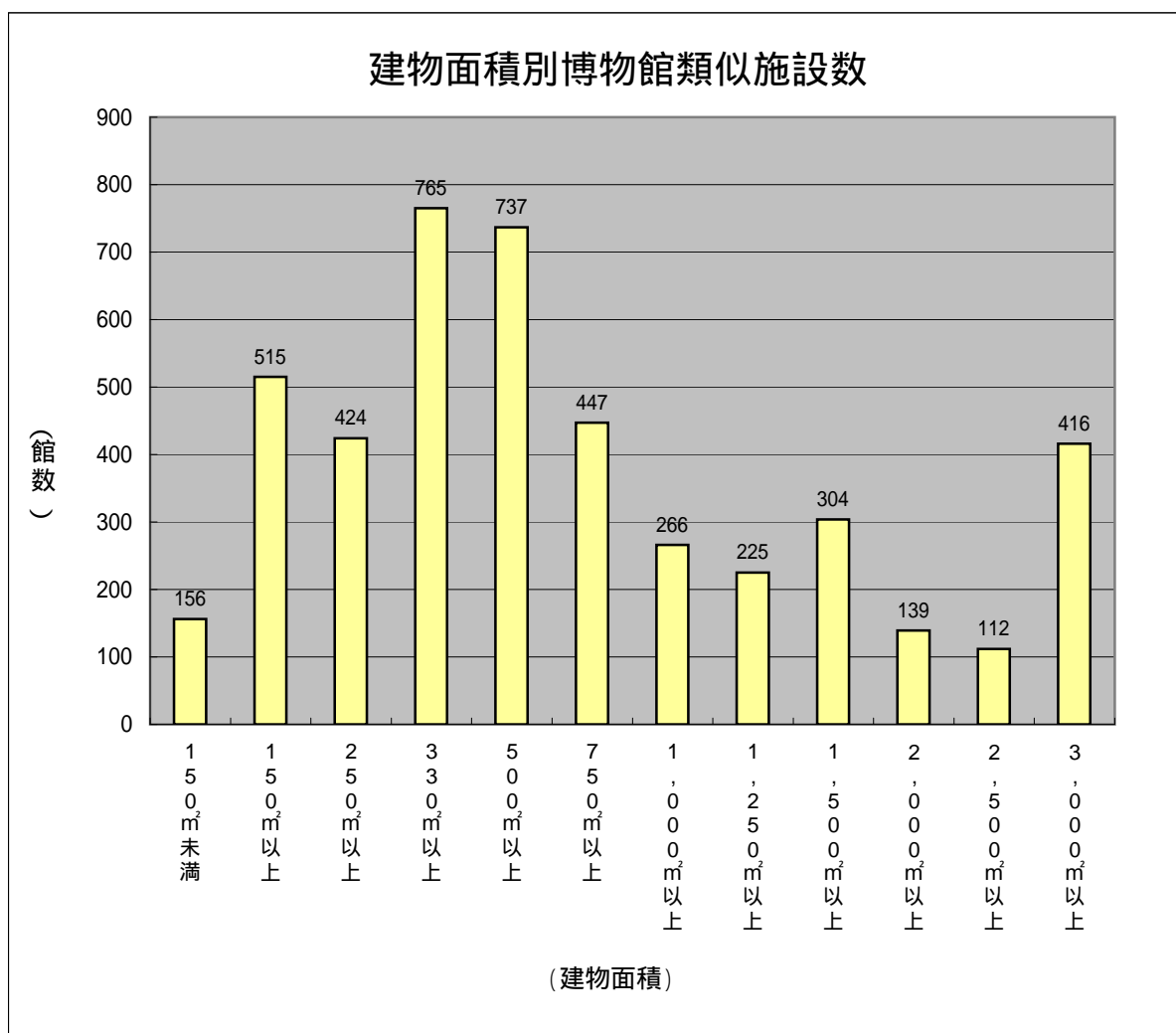
博物館相当施設	地方公共団体の長	教育委員会	合計
平成14年度	52	63	115
平成17年度	64	69	133
平成20年度	81	66	147

博物館類似施設	地方公共団体の長	教育委員会	合計
平成14年度	961	2,223	3,184
平成17年度	1,060	2,296	3,356
平成20年度	1,089	2,378	3,467

出典:文部科学省社会教育調査報告書



(9) 博物館類似施設の現状



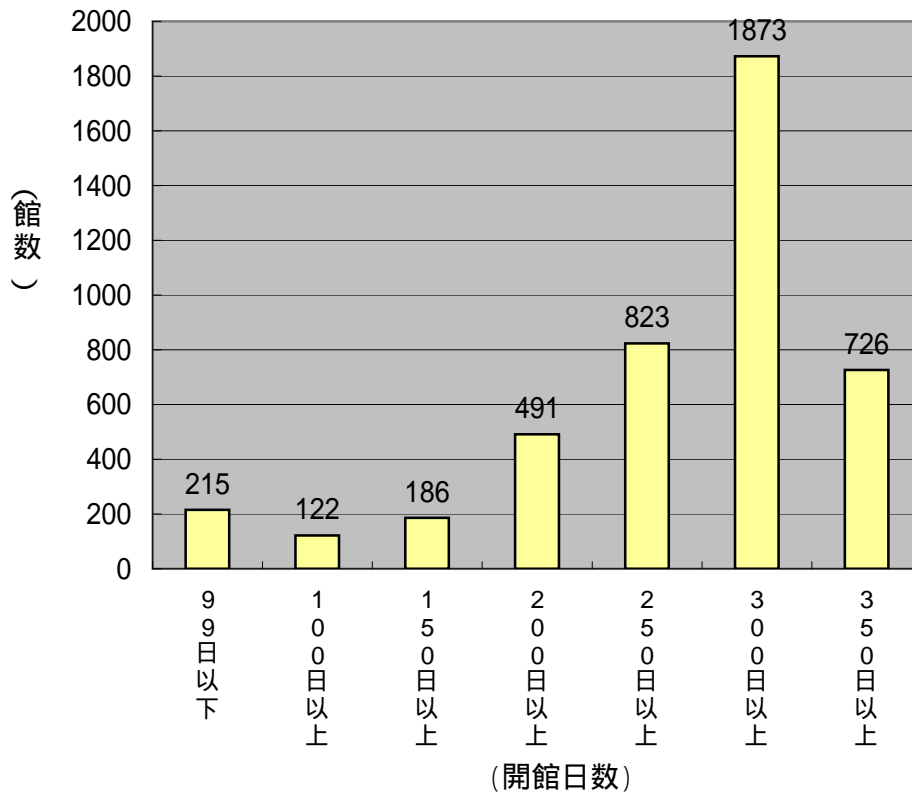
(単位: 館)

	150㎡未満	150㎡以上	250㎡以上	330㎡以上	500㎡以上	750㎡以上
建物面積別博物館類似施設数	156	515	424	765	737	447
	1,000㎡以上	1,250㎡以上	1,500㎡以上	2,000㎡以上	2,500㎡以上	3,000㎡以上
建物面積別博物館類似施設数	266	225	304	139	112	416

建物面積(専用又は共用)を有しない博物館類似施設(21施設)を除く

出典:平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

開館日数別博物館類似施設数



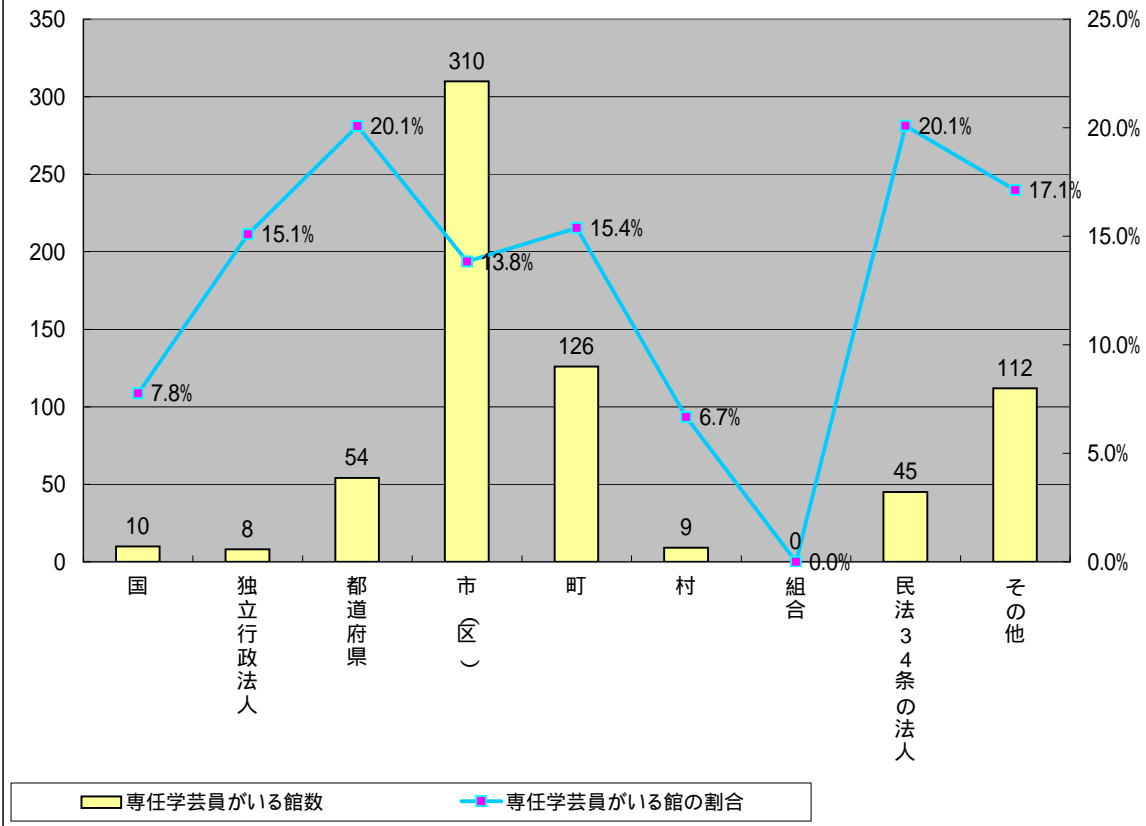
(単位:日)

	99日以下	100日以上	150日以上	200日以上	250日以上	300日以上	350日以上
博物館類似施設の開館日数	215	122	186	491	823	1873	726

平成19年度間未開館及び平成20年度新設の博物館類似施設(91施設)を除く

出典:平成20年度文部科学省社会教育調査報告書(平成19年度間)

専任学芸員を置く類似博物館数とその割合

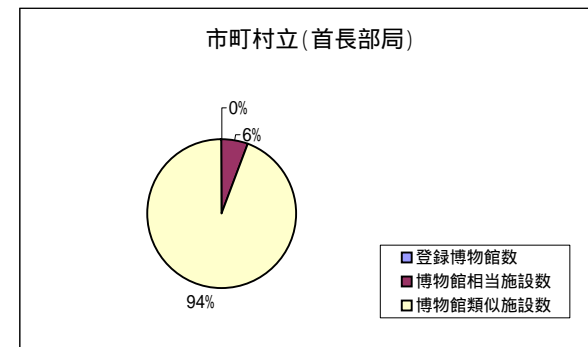
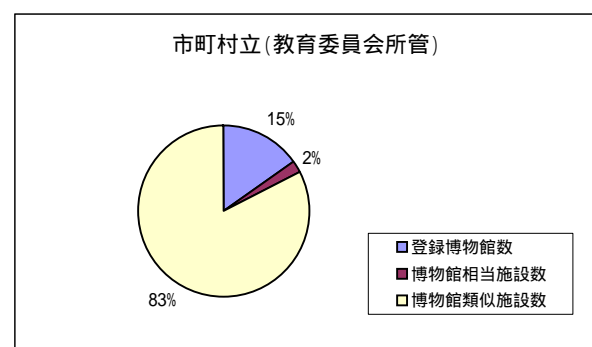
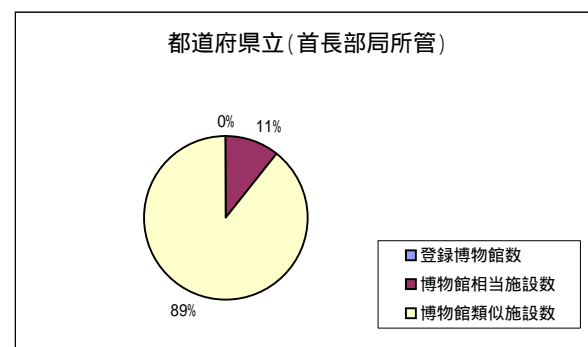
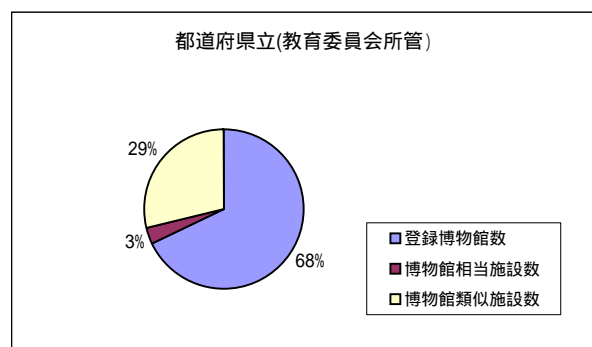
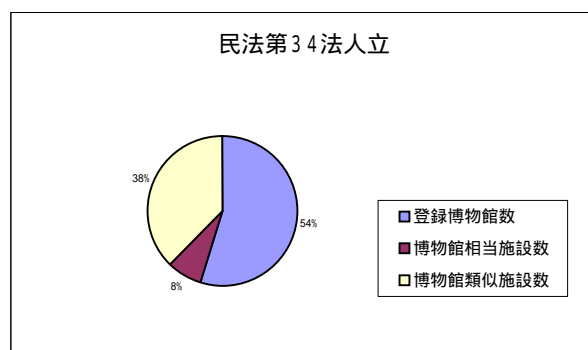
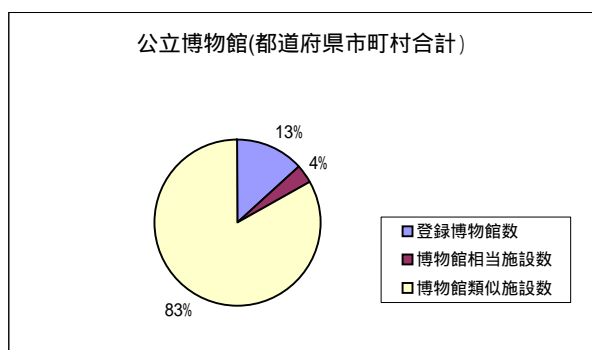


(単位:館数、人)

	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法34条の法人	その他
類似博物館数	4,527	129	53	269	2,241	819	135	3	224	654
専任学芸員がいる館数	674	10	8	54	310	126	9	0	45	112
専任学芸員がいる館の割合	14.9%	7.8%	15.1%	20.1%	13.8%	15.4%	6.7%	0.0%	20.1%	17.1%
専任学芸員数	1,465	25	41	1,075				324		

出典:平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

# (10) 設置主体別登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の状況



	国	独立 行政法人	公立	都道府県 (教委)	都道府県 (首長)	市町村 (教委)	市町村 (首長)	民法34条 の法人	その他	合計数
博物館数	130	76	4,171	183	242	2,818	928	595	803	5,775
登録博物館数	0	0	557	124	0	433	0	325	25	907
博物館相当施設数	1	23	147	6	26	60	55	46	124	341
博物館類似施設数	129	53	3,467	53	216	2,325	873	224	654	4,527
登録博物館比率	-	-	13.4%	67.8%	-	15.4%	-	54.6%	3.1%	15.7%
登録 + 相当施設率	0.8%	30.3%	16.9%	71.0%	10.7%	17.5%	5.9%	62.4%	18.6%	21.6%

出典：平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

## (11) 博物館等における入館料の状況

### < 登録博物館・博物館相当施設 >

年度	入館料	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34条の法人	その他
平成10年度間	入館料(有)	16	-	104	246	77	1	1	322	87
	博物館数	26	-	130	319	89	2	1	353	110
	割合(%)	61.5%	-	80.0%	77.1%	86.5%	50.0%	100.0%	91.2%	79.1%
平成13年度間	入館料(有)	11	10	119	275	84	2	1	323	100
	博物館数	21	10	145	354	99	3	1	351	123
	割合(%)	52.4%	100.0%	82.1%	77.7%	84.8%	66.7%	100.0%	92.0%	81.3%
平成16年度間	入館料(有)	1	13	134	341	63	3	2	326	103
	博物館数	2	24	151	435	72	3	2	356	143
	割合(%)	50.0%	54.2%	88.7%	78.4%	87.5%	100.0%	100.0%	91.6%	72.0%
平成19年度間	入館料(有)	-	13	134	368	57	5	4	339	105
	博物館数	1	23	155	471	66	5	4	368	147
	割合(%)	0%	56.5%	86.5%	78.1%	86.4%	100.0%	100.0%	92.1%	71.4%

### < 博物館類似施設 >

年度	入館料	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34条の法人	その他
平成10年度間	入館料(有)	18	-	110	585	756	218	8	252	440
	博物館数	121	-	210	1,080	1,282	325	11	333	611
	割合(%)	14.9%	-	52.4%	54.2%	59.0%	67.1%	72.7%	75.7%	72.0%
平成13年度間	入館料(有)	9	4	117	620	782	242	5	242	451
	博物館数	122	6	251	1,139	1,360	350	7	303	616
	割合(%)	7.4%	66.7%	46.6%	54.4%	57.5%	69.1%	71.4%	79.9%	73.2%
平成16年度間	入館料(有)	10	16	119	1,034	528	124	6	186	482
	博物館数	125	44	260	1,894	954	180	8	239	635
	割合(%)	8.0%	36.4%	45.8%	54.6%	55.3%	68.9%	75.0%	77.8%	75.9%
平成19年度間	入館料(有)	7	18	116	1,181	445	87	3	168	469
	博物館数	127	52	269	2,194	795	129	3	219	648
	割合(%)	5.5%	34.6%	43.1%	53.8%	56.0%	67.4%	100.0%	76.7%	72.4%

出典: 文部科学省社会教育調査報告書

(12) 入館料を有料とする博物館等のうち減免措置のある館数

(平成19年度間)

	国	独立行政 法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34 条の法人	その他	合計	
博物館等(登録・相当・類似)数	128	75	424	2,665	861	134	7	587	795	5,676	
入館料有料館	7	31	250	1,549	502	92	7	507	574	3,519	
入館料有料館のうち減免措置のある館	ア 高齢者対応	0	0	0	3	1	0	1	1	6	
	イ 障害者対応	2	1	13	107	44	1	64	107	350	
	ウ 青少年対象	0	1	0	114	80	11	0	67	352	
	エ 無料観覧日	0	2	0	45	32	5	1	13	110	
	上記ア～エの組合せ	4	27	237	1,164	275	51	5	323	272	2,358
	合計	6	31	250	1,433	432	78	7	468	471	3,176

出典:平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

(13) 博物館等におけるボランティア活動状況

	平成14年度			平成17年度			平成20年度		
	登録	相当	類似	登録	相当	類似	登録	相当	類似
館数	819	301	4,243	865	331	4,418	907	341	4,527
登録制度のある館	242	70	543	316	100	697	357	105	769
割合	29.5%	23.3%	12.8%	36.5%	30.2%	15.8%	39.4%	30.8%	17.0%
登録団体数	158	68	1,359	329	82	1,115	281	101	762
登録者数	17,490	4,932	40,251	21,366	6,241	49,136	23,008	6,594	45,986

出典: 文部科学省社会教育調査報告書

(14) 博物館等1館当たりの職員数の状況

		計	専任					兼任	非常勤
			計	館長	学芸員	学芸員補	その他		
登録・相当	昭和62年度	14.3	11.3	0.5	2.1	0.6	8.2	1.3	1.7
	平成2年度	14.3	11.3	0.5	2.2	0.5	8.2	1.3	1.7
	平成5年度	15.1	11.5	0.5	2.3	0.4	8.3	1.4	2.1
	平成8年度	14.4	10.8	0.5	2.4	0.4	7.6	1.1	2.4
	平成11年度	14.6	10.5	0.5	2.5	0.3	7.2	1.2	2.9
	平成14年度	14.8	10.2	0.5	2.6	0.3	6.9	1.3	3.3
	平成17年度	14.5	9.6	0.5	2.7	0.3	6.2	0.9	4.0
	平成20年度	14.4	8.7	0.5	2.6	0.3	5.3	1.0	4.7
類似	昭和62年度	5.8	3.4	0.3	0.3	0.03	2.9	1.2	1.1
	平成2年度	5.8	3.3	0.2	0.3	0.04	2.7	1.2	1.2
	平成5年度	5.8	3.3	0.3	0.3	0.03	2.6	1.2	1.3
	平成8年度	6.0	3.3	0.3	0.3	0.03	2.6	1.1	1.6
	平成11年度	6.2	3.2	0.3	0.3	0.02	2.5	1.3	1.8
	平成14年度	6.3	3.0	0.3	0.3	0.03	2.3	1.3	2.0
	平成17年度	6.2	2.7	0.3	0.3	0.02	2.1	1.2	2.3
	平成20年度	6.2	2.4	0.2	0.3	0.03	1.8	1.2	2.6

出典: 文部科学省社会教育調査報告書



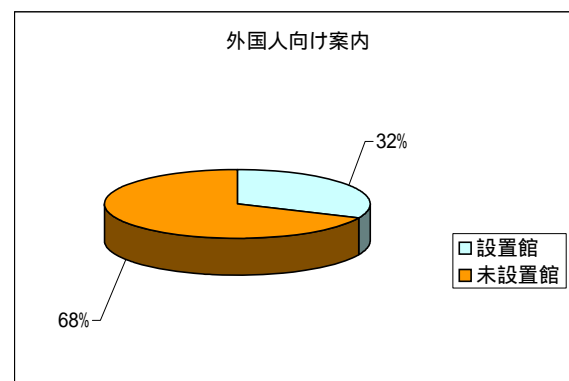
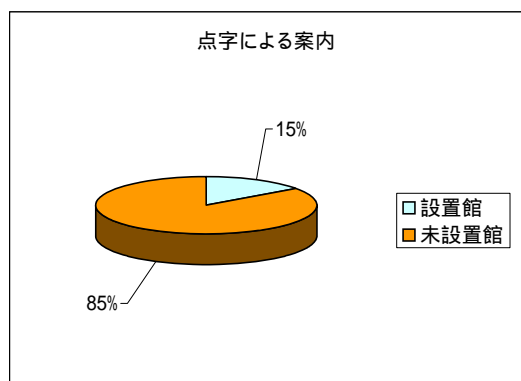
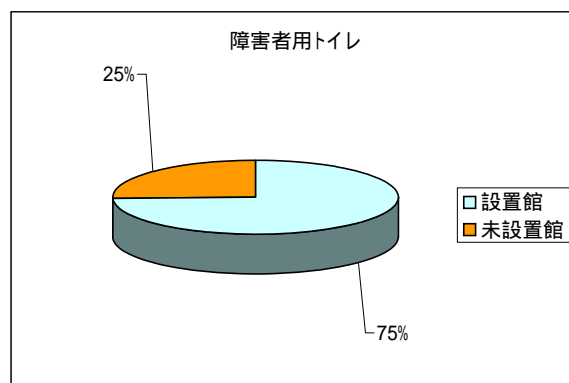
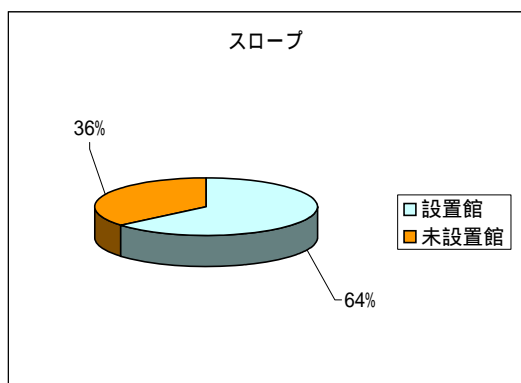
(15) 館種別博物館数及び学芸員数

区分		計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
登録	博物館数	907	127	70	315	373	11	1	2	0	8
	割合	100%	14.0%	7.7%	34.8%	41.1%	1.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.9%
	学芸員数	3,012	616	267	995	1,096	19	4	1	0	14
	割合	100%	20.5%	8.9%	33.0%	36.4%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%
相当	博物館数	341	22	35	121	76	7	28	9	10	33
	割合	100%	6.4%	10.3%	35.5%	22.3%	2.1%	8.2%	2.6%	2.9%	9.7%
	学芸員数	978	50	77	275	308	21	42	8	7	190
	割合	100%	5.1%	7.9%	28.1%	31.5%	2.2%	4.3%	0.8%	0.7%	19.4%
類似施設	博物館数	4,527	280	380	2,891	652	88	58	122	19	37
	割合	100%	6.2%	8.4%	63.9%	14.4%	1.9%	1.3%	2.7%	0.4%	0.8%
	学芸員数	2,796	265	138	1,528	623	29	49	99	11	54
	割合	100%	9.5%	4.9%	54.7%	22.3%	1.0%	1.8%	3.5%	0.4%	1.9%

出典：平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

## (16) 博物館等のバリアフリー対応状況

登録博物館・相当施設



博物館のスロープ等設備の保有館数

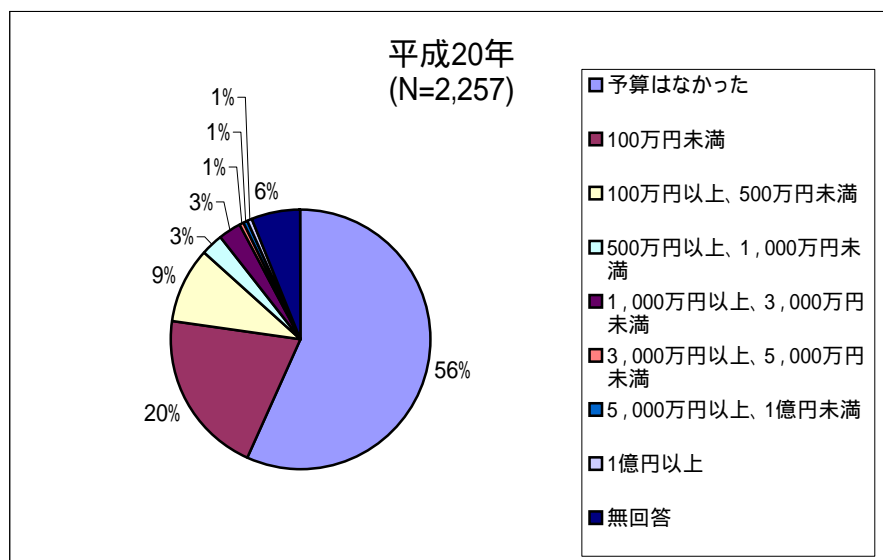
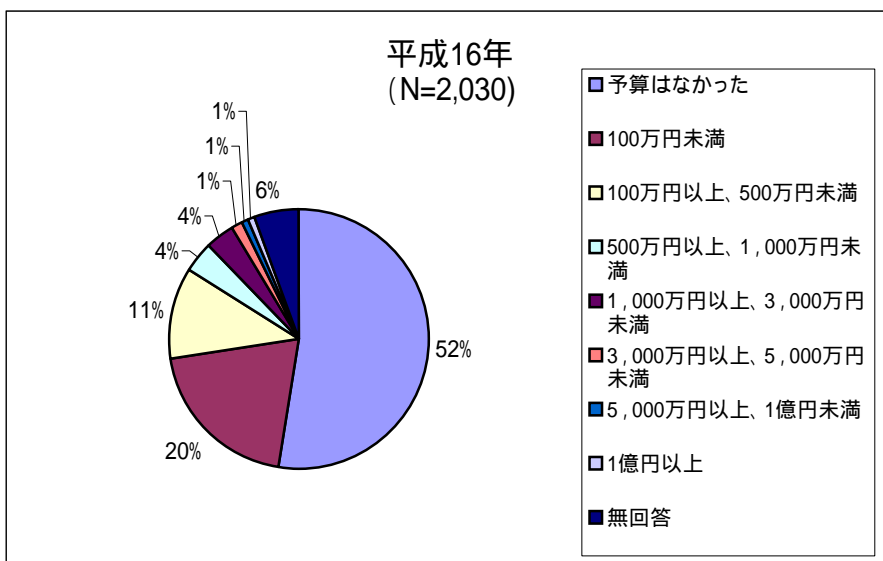
区分	設置率	全館数	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	民法第34条の法人	その他	
スロープ	登録博物館	64%	907	582	-	-	107	276	42	2	1	146	8
	相当施設	64%	341	217	-	18	25	66	10	2	2	19	75
	計	64%	1248	799	-	18	132	342	52	4	3	165	83
障害者用トイレ	登録博物館	75%	907	681	-	-	121	329	49	2	2	168	10
	相当施設	73%	341	249	1	17	27	82	10	2	2	23	85
	計	75%	1248	930	1	17	148	411	59	4	4	191	95
エレベーター	登録博物館	57%	907	516	-	-	101	247	28	-	1	131	8
	相当施設	49%	341	167	1	19	23	40	7	2	2	13	60
	計	55%	1248	683	1	19	124	287	35	2	3	144	68
簡易昇降機	登録博物館	11%	907	97	-	-	28	39	4	-	-	23	3
	相当施設	11%	341	37	-	6	2	11	-	-	1	4	13
	計	11%	1248	134	-	6	30	50	4	-	1	27	16
点字による案内	登録博物館	15%	907	140	-	-	50	70	3	-	-	15	2
	相当施設	14%	341	47	-	5	10	18	1	-	1	-	12
	計	15%	1248	187	-	5	60	88	4	-	1	15	14
外国人向け案内	登録博物館	30%	907	275	-	-	63	89	14	-	1	100	8
	相当施設	35%	341	120	1	12	17	28	1	1	2	13	45
	計	32%	1248	395	1	12	80	117	15	1	3	113	53

出典：平成20年度文部科学省社会教育調査報告書

(17) 資料購入予算の現状

(%)

	平成16年 (N=2,030)	平成20年 (N=2,257)
予算はなかった	52.6	56.6
100万円未満	19.8	20.6
100万円以上、500万円未満	11.4	9.4
500万円以上、1,000万円未満	4.1	2.9
1,000万円以上、3,000万円未満	3.6	2.7
3,000万円以上、5,000万円未満	1.3	0.7
5,000万円以上、1億円未満	0.8	0.5
1億円以上	0.9	0.5
無回答	5.5	6.1



出典：文部科学省委託事業「日本の博物館総合調査研究報告書  
(平成21年3月 (財)日本博物館協会)

## (18) 評価の実施状況

### 自己評価等の状況

評価の区分	N =	自己評価等の実施状況 (%)			
		定期的に行われている	定期的ではないが実施している	実施していない	無回答
自己評価	2,257	16.5%	8.6%	68.8%	6.1%
外部評価	2,257	10.5%	4.7%	77.0%	7.7%
第三者評価	2,257	4.1%	1.5%	85.5%	9.0%

### 評価結果の公表状況

評価の区分	N =	評価結果の公表状況 (%)		
		公表している	公表していない	無回答
自己評価	567	32.8%	63.8%	3.4%
外部評価	345	35.7%	57.1%	7.2%
第三者評価	125	67.2%	29.6%	3.2%

### 設置者の評価の状況

	N =	設置者評価の実施状況 (%)				
		定期的に行われている	定期的ではないが行われている	行われていない	その他	無回答
設置者評価	2,257	31.5%	9.9%	50.8%	2.4%	5.4%

出典：文部科学省委託事業「日本の博物館総合調査研究報告書」  
(平成21年3月 (財)日本博物館協会)

## (19)ミュージアムショップ、レストラン、カフェの設置状況

## ショップの設置状況

		ミュージアムショップの設置状況		
		N=	設置館園数	(%)
全体		2,257	1,003	44.4%
館種	総合	110	55	50.0%
	郷土	306	43	14.1%
	美術	477	363	76.1%
	歴史	1,004	348	34.7%
	自然史	107	54	50.5%
	理工	110	53	48.2%
	動物園	49	30	61.2%
	水族館	46	36	78.3%
	植物園	36	15	41.7%
	動水植	12	6	50.0%
設置者	国立	55	22	40.0%
	都道府県立	328	204	62.2%
	市立	983	351	35.7%
	町村立	352	95	27.0%
	公益法人	384	221	57.6%
	会社個人等	155	110	71.0%

## レストラン・カフェの設置状況

		レストラン・カフェの設置状況		
		N=	設置館園数	(%)
全体		2,257	553	24.5%
館種	総合	110	26	23.6%
	郷土	306	23	7.5%
	美術	477	223	46.8%
	歴史	1,004	139	13.8%
	自然史	107	18	16.8%
	理工	110	37	33.6%
	動物園	49	34	69.4%
	水族館	46	27	58.7%
	植物園	36	18	50.0%
	動水植	12	8	66.7%
設置者	国立	55	15	27.3%
	都道府県立	328	164	50.0%
	市立	983	173	17.6%
	町村立	352	42	11.9%
	公益法人	384	85	22.1%
	会社個人等	155	74	47.7%

出典：文部科学省委託事業「日本の博物館総合調査研究報告書」  
(平成21年3月 (財)日本博物館協会)

## (20) 危機管理に関する状況

### 危機管理マニュアルの整備状況

		N =	周知している	周知していない	無回答
全体		2,257館	42.2%	53.5%	4.3%
設置者	国立	55	56.4	38.2	5.5
	都道府県立	328	70.4	27.1	2.4
	市立	983	42.9	52.7	4.4
	町村立	352	24.7	72.4	2.8
	公益法人	384	28.9	65.6	5.5
	会社個人等	155	45.2	47.1	7.7

### 防災・防犯訓練の実施状況

		N =	定期的実施	不定期に実施	実施していない	無回答
全体		2,257館	45.3%	29.7%	23.1%	1.9%
設置者	国立	55	54.5	21.8	20.0	3.6
	都道府県立	328	74.1	18.3	7.0	0.6
	市立	983	41.8	31.7	24.8	1.6
	町村立	352	31.3	29.3	38.1	1.4
	公益法人	384	40.9	34.1	22.4	2.6
	会社個人等	155	46.5	33.5	15.5	4.5

### 救命・救急訓練の実施状況

		N =	定期的実施	不定期に実施	実施していない	無回答
全体		2,257館	14.1%	30.5%	52.9%	2.4%
設置者	国立	55	25.5	30.9	40.0	3.6
	都道府県立	328	28.4	42.4	27.4	1.8
	市立	983	11.3	30.5	56.2	2.0
	町村立	352	5.7	23.0	68.8	2.6
	公益法人	384	12.2	28.4	56.8	2.6
	会社個人等	155	21.9	27.1	45.8	5.2

出典：文部科学省委託事業「日本の博物館総合調査研究報告書」  
(平成21年3月 (財)日本博物館協会)

## (21) 広報活動の実施状況

### 広報活動実施状況(館種別)

	広報活動の種類	実施の割合(%)
総合 (N=110)	ホームページによる広報	96.4%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	91.8%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	91.8%
	自治体の広報誌への掲載	89.1%
郷土 (N=306)	自治体の広報誌への掲載	69.3%
	ホームページによる広報	69.0%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	58.2%
美術 (N=477)	ホームページによる広報	92.0%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	81.3%
	自治体の広報誌への掲載	77.6%
歴史 (N=1,004)	ホームページによる広報	80.8%
	自治体の広報誌への掲載	67.9%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	66.0%
自然史 (N=107)	ホームページによる広報	87.9%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	68.2%
	自治体の広報誌への掲載	67.3%
理工 (N=110)	ホームページによる広報	95.5%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	75.5%
	自治体の広報誌への掲載	74.5%
動物園 (N=49)	ホームページによる広報	91.8%
	自治体の広報誌への掲載	81.6%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	79.6%
水族館 (N=46)	ホームページによる広報	97.8%
	新聞への掲載	82.6%
	新聞への掲載	76.1%
植物園 (N=36)	ホームページによる広報	97.2%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	75.0%
	雑誌への掲載	69.4%
動水植物園 (N=12)	ホームページによる広報	75.0%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	58.3%
	自治体の広報誌への掲載	58.3%
	新聞への掲載	58.3%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	50.0%

### 広報活動実施状況(設置者別)

	広報活動の種類	実施の割合(%)
国立 (N=55)	ホームページによる広報	92.7%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	72.7%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	69.1%
県立 (N=328)	ホームページによる広報	97.0%
	自治体の広報誌への掲載	89.6%
	学校に対するポスター、ちらしの配布	89.0%
市立 (N=983)	ホームページによる広報	83.5%
	自治体の広報誌への掲載	81.5%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	75.3%
町村立 (N=352)	ホームページによる広報	71.9%
	自治体の広報誌への掲載	70.5%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	60.8%
公益法人 (N=384)	ホームページによる広報	85.7%
	公民館など社会教育施設へのポスター、ちらしの配布	59.4%
	新聞への掲載	57.3%
会社個人等 (N=155)	ホームページによる広報	82.6%
	雑誌への掲載	66.5%
	新聞への掲載	61.9%

出典：文部科学省委託事業「日本の博物館総合調査研究報告書」  
(平成21年3月 (財)日本博物館協会)

(22)平成21年度地方交付税単位費用積算基礎(道府県分)

歳 出 (単位:千円)

経費区分	経費	積算内容
給与費	90,220	職員数 12人
報酬	279	博物館協議会委員報酬
需用費等	48,291	収蔵品購入費等
(小計)	138,790	

出典:平成21年度地方交付税単位費用基礎

細目 6 社会教育費

細節 (2)社会教育施設費 より博物館費抜粋



## 2. 関係法令・告示等



# 博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

最終改正：平成二十年六月十一日法律第五十九号

- 第一章 総則（第一条—第九条の二）
- 第二章 登録（第十条—第十七条）
- 第三章 公立博物館（第十八条—第二十六条）
- 第四章 私立博物館（第二十七条・第二十八条）
- 第五章 雑則（第二十九条）
- 附則

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第二章 登録

### (登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

### (登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
  - 二 名称
  - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
  - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

### (登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

### (登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

### (登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

### (博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除

### 第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

## 第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもののについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

## 附 則

(以下略)

及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第九条 削除

(新設)

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。



に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二〇八 (略)

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 (略)

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二 (略)

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置

に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二〇八 (略)

(新設)

九 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 (略)

(学芸員の資格)

第五条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一・二 (略)

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

第七条 削除

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―<u>第九条</u>の二)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、<u>レクリエーション</u>等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので<u>第二章の規定による登録を受けたもの</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。</p> <p>(博物館の事業)</p> <p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、<u>おおむね</u>次</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―<u>第九条</u>)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、<u>レクリエーション</u>等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。</p> <p>(博物館の事業)</p> <p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、<u>おおむね</u>左</p>

## 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正経緯について

昭和26年12月1日 博物館法制定

昭和48年11月30日 「公立博物館の設置及び運営に関する基準」告示

平成9年3月31日 「私立博物館における青少年に対する学習機会の  
充実に関する基準」告示

平成14年8月29日 「私立博物館における青少年に対する学習機会の  
充実に関する基準」告示（一部改正）

平成15年6月6日 「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」  
告示

平成20年6月11日 博物館法改正

### 【参考】

#### ○博物館法

（設置及び運営上望ましい基準）

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

## 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年6月6日 文部科学省告示第113号）

### （趣旨）

- 第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく公立博物館（同法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。
- 2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

### （設置）

- 第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。
- 2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

### （資料）

- 第三条 博物館は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。
- 2 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。
- 3 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。
- 4 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

### （展示方法等）

- 第四条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
  - 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。
  - 三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。
  - 四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。
  - 五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。
  - 六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

### （学習活動等）

- 第五条 博物館は、利用者の学習活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。
- 一 資料に関する各種の説明会、講演会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
  - 二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

(情報の提供等)

第六条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。
- 二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第七条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(開館日等)

第八条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第九条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等)

第十一条 博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 2 博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
- 3 博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(事業の自己評価等)

第十二条 博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

## 「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について

平成15年6月6日 15文科生第344号  
各都道府県教育委員会教育長あて  
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、別添のとおり、平成15年6月6日付けをもって、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条に基づく「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第113号）が告示され、同日から施行されました。

本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応、③文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の成立等文化芸術の重要性の高まりなどを踏まえ、従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（昭和48年11月30日文部省告示第164号）の全部を改正したものです。

貴教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び公立博物館に対して本基準について周知を図るとともに、別紙の各事項に十分御留意の上、適切な指導をお願いします。

なお、この基準は公立博物館に係るものですが、私立博物館に関する指導又は助言に当たっても、必要に応じて参考とされるようお願いいたします。

「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」について

一 第一条関係（趣旨）

この基準は、博物館法第8条の規定に基づき、公立博物館（以下「博物館」という。）の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい基準として定めたものであり、博物館及びその設置者は、この基準に基づき、それぞれの博物館の水準の維持、向上に努めるものとする。

二 第二条関係（設置）

- (1) 多様化、高度化する学習ニーズに対応し、例えば自然科学系の資料と歴史系の資料とを同時に展示し比較考証するなど、人文系、自然系といった分野を越えた幅広い博物館活動が望まれること。
- (2) 特に、市町村が設置する博物館については、地域社会の生活、文化、自然等に関わらず各地域の創意工夫により館の特色等を設定し、個性的で活力ある博物館活動を行うことが望まれること。

三 第三条関係（資料）

- (1) 動物園、植物園及び水族館を含め博物館は、各館園の創意工夫により、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して必要な数の資料の収集、保管及び展示に努めるものとする。
- (2) 資料の収集及び保管に当たっては、その所在のみならず当該資料に係る専門的、技術的な調査研究に努めるものとする。

四 第五条関係（学習活動等）

多様化、高度化する学習ニーズに対応できるよう、館外巡回展示を行うなど各博物館の特性や地域の実情に応じた魅力ある学習機会の提供に努めるものとする。

特に、児童又は生徒に対する学習機会の提供に当たっては、野外観察会を開催するなど「子どもたちに様々な体験の機会を意図的・計画的に提供していく」（「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」平成11年6月9日生涯学習審議会答申）などを参考として積極的な取組みが望まれること。

五 第六条関係（情報の提供等）

幅広い利用者の学習活動に資するよう、資料のデジタルアーカイブ化を進め、インターネットその他の高度情報通信ネットワークにより資料の提供を行うことなどによる積極的な取組みが望まれること。

六 第七条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

- (1) 平成13年7月の社会教育法の一部改正により、地方公共団体が任務を遂行するに当たっては、学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要や配慮が求められていることから、博物館においても、事業を実施するに当たっては、関係機関・団体との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする。

特に、事業をより効果的に行うためには、他の博物館等との調査研究、特別展の企画、資料の相互貸借等により、他の博物館との連携の推進に努めるものとする。

- (2) 近年、高齢者や障害者等を含めた全ての人々が快適に生活できる、いわゆる「ユニバーサル社会」の考え方が広まるとともに、我が国を訪れる外国人観光者が増加する傾向にあることから、各博物館における事業実施の際には、参加体験型やハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）を活用した展示、大活字本や点字資料の活用、託児サービスの充実、外国語による展示・案内表記などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加が促進されるよう、努めるものとする。
- (3) 事業を実施するにあたっては、利用者等の学習の成果や知識、技能が生かされる内容となるよう、努めるものとする。

#### 七 第八条関係（開館日等）

多様化、高度化する学習ニーズ等に応じて、休館日の臨時開館や夜間開館時間の延長など、利用者の利用の便宜を最大限図るよう、努めるものとする。

#### 八 第九条関係（職員）

博物館には、館長及び学芸員、事務又は技術に従事する職員を置くこと。その際、その規模及び活動状況に応じて適正な数の学芸員その他の職員を置くことにより、学校、家庭、地域社会との連携やインターネット等を通じた情報の提供、事業の自己評価などの時代の変化に対応した新たな役割も含め、当該博物館に求められる役割を十分に果たすことができるよう、努めるものとする。

#### 九 第十条関係（職員の研修）

- (1) 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の職員の能力及び資質の向上を図るため、国際化、情報化等の進展など現代的課題への対応についても配慮しつつ、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。
- (2) 市町村の教育委員会は、当該市町村の博物館の職員を都道府県などが提供する研修に参加させることはもとより、博物館の職員の能力及び資質の向上に資するよう、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。

#### 十 第十一条関係（施設及び設備等）

- (1) 近年、高齢者や障害者等を含めた全ての人々が快適に生活できる、いわゆる「ユニバーサル社会」の考え方が広まるとともに、我が国を訪れる外国人観光者が増加する傾向にあることから、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう、努めるものとする。
- (2) 貴重な資料を保全し後世に伝えていくことや利用者の安全の確保は、博物館の重要な使命であることから、博物館は資料の保全や利用者の安全確保のために必要な設備を備えるとともに、必要に応じて入場制限や立入禁止の措置をとるものとする。

#### 十一 第十二条関係（事業の自己評価等）

- (1) 博物館は、事業の水準の向上を図り、博物館の目的を達成することができるよう、日頃の運営方法の工夫、改善に努めるとともに、事業の成果等について自己点検・自己評価を行い、その結果を広く公表するよう、努めるものとする。
- (2) その際、利用者の意向が適切に反映されるよう、博物館協議会等を十分に活用することが望まれること。なお、必要に応じて外部評価を導入することについての検討も望まれること。



## 公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭和48年11月30日文部省告示第164号）

### （趣旨）

第1条 この基準は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館（以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準を定め、博物館の健全な発達に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「総合博物館」とは、人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料（博物館法第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）を総合的な立場から扱う博物館をいう。
- 二 「人文系博物館」とは、考古、歴史、民俗、造形美術等の人間の生活及び文化に関する資料を扱う博物館をいう。
- 三 「自然系博物館」とは、自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原理若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館をいう。

### （設置）

- 第3条 都道府県は、総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする。
- 2 市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする。

### （施設及び設備）

第4条 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する博物館には、次の表に掲げる事項に必要な施設及び設備を備えるものとする。

事 項	施 設 及 び 設 備
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解室、消毒設備、集約収蔵設備等
資料の展示	展示室、準備室、視聴覚機器、展示用機器、照明設備等
資料に関する集会その他の教育活動	集会室、教室、図書室、研究室、会議室、視聴覚機器、巡回展示用運搬自動車、教育研究用自動車、資料貸出用設備等
資料に関する調査及び研究	図書室、研究室、実験室、作業室、実験設備等
利用者の休憩及び安全	休憩室、救護室等
事務の管理	事務室、宿直室等

- 2 市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館にあつては、前項の規定に準じて必要な施設及び設備を備えるように努めるものとする。

- 3 動物園（自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が65種以上のものをいう。以下同じ。）、植物園（自然系博物館のうち、生きた植物を扱う博物館で、その栽培する植物が1,500種以上のものをいう。以下同じ。）及び水族館（自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が150種以上のものをいう。以下同じ。）には、第1項の表に掲げる施設及び設備のほか、当該博物館において、資料を常時育成し、必要な展示を行うことができるようにするため、次の表に掲げる施設及び設備を備えるものとする。

博物館の種類	必要な施設及び設備
動物園	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等
植物園	圃場、育種室、〇葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等
水族館	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等

- 4 博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるように努めるものとする。

（施設の面積）

第5条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）の建物の延べ面積は、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては6,000㎡を、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館にあっては2,000㎡をそれぞれ標準とする。

- 2 動物園、植物園及び水族館の施設の面積は、次の表に掲げる面積を基準とする。

博物館の種類	必要な面積
動物園	建物の延べ面積：20㎡に平均同時利用者数を乗じて得た面積
植物園	敷地の面積：20万㎡
水族館	敷地の面積：4,000㎡

（備考）この表中「平均同時利用者数」は、次の算式により算定するものとする。

$$\frac{\text{年間利用者数（又は年間利用者見込数）} \times \text{1日利用者1人の平均利用時間数}}{\text{年間公開時間数}} \times 1.5$$

（資料）

第6条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。

- 2 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、次の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。

博物館の種類	資料数
動物園	65種325点ないし165種825点
植物園	1,500種 6,000樹木
水族館	150種 2,500点

- 3 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管（育成を含む。）が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要

に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。

- 4 博物館は一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。
- 5 博物館は、一次資料の所在を調査して、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

（展示方法等）

第7条 資料の展示に当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 確実な情報と研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。
- 三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展を行うこと。
- 四 二次資料又は視聴覚手段を活用すること。
- 五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。
- 六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

（教育活動等）

第8条 博物館は、利用者の教育活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 資料に関する各種の講座又は諸集会（児童又は生徒を対象とした夏季休業日等における観察その他の学習活動を含む。）を開催すること。
- 二 資料の貸出し及び館外巡回展示を行うこと。
- 三 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

（目録の作成等）

第9条 博物館は、利用者の便宜のために、資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うものとする。

（開館日等）

第10条 博物館の1年間の開館日数は、250日を標準とし、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案して、増減するものとする。

- 2 博物館は、利用者の便宜のために、夜間開館日を設けるように努めるものとする。

（入場制限等）

第11条 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災及び衛生に必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(職員)

第12条 博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努めるものとする。

2 博物館には、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

(職員の研修)

第13条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員及び学芸員補の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとする。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるように努めなければならない。

<p>(事業の自己評価等)</p> <p>第十二条 博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>2  博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>3  博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>4  博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>上のものをいう。以下同じ。)には、第一項の表に掲げる施設及び設備のほか、当該博物館において、資料を常時育成し、必要な展示を行うことができるようにするため、次の表に掲げる施設及び設備を備えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="826 1137 1257 2020"> <tr> <td data-bbox="1168 1137 1257 1361">博物館の種類</td> <td data-bbox="1168 1361 1257 2020">必要な施設及び設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1098 1137 1168 1361">動物園</td> <td data-bbox="1098 1361 1168 2020">動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1137 1098 1361">植物園</td> <td data-bbox="976 1361 1098 2020">圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1137 976 1361">水族館</td> <td data-bbox="826 1361 976 2020">展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等</td> </tr> </table> <p>4  博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	博物館の種類	必要な施設及び設備	動物園	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等	植物園	圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等	水族館	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等	<p>(入場制限等)</p> <p>第十一條 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災及び衛生に必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。</p>
博物館の種類	必要な施設及び設備								
動物園	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等								
植物園	圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等								
水族館	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等								

(施設及び設備等)  
 第十一条 博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。

(施設及び設備等)  
 第四条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の設置する博物館には、次の表に掲げる事項に必要な施設及び設備を備えるものとする。

事項	施設及び設備
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解き室、消毒設備、集約収蔵設備等
資料の展示	展示室、準備室、視聴覚機器、展示用機器、照明設備等
資料に関する集会その他の教育活動	集会室、教室、図書室、研究室、会議室、視聴覚機器、巡回展時用運搬自動車、教育研究用自動車、資料貸出用設備等
資料に関する調査及び研究	図書室、研究室、実験室、作業室、実験設備等
利用者の休憩及び安全	休憩室、救護室等
事務の管理	事務室、宿直室等

(削除)  
 (削除)

2 市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館にあつては、前項の規定に準じて必要な施設及び設備を備えるように努めるものとする。

3 動物園(自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が六十五種以上のものをいう。以下同じ。)、植物園(自然系博物館のうち、生きた植物を扱う博物館で、その栽培する植物が千五百種以上のものをいう。以下同じ。)及び水族館(自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が百五十種以

<p>(学校、家庭及び地域社会との連携等)</p> <p>第七条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。</p> <p>2 博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。</p> <p>3 博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。</p>	<p>(開館日等)</p> <p>第八条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(職員)</p> <p>第九条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。</p> <p>2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。</p>	<p>(職員の研修)</p> <p>第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるように努めるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(開館日等)</p> <p>第十条 博物館の一年間の開館日数は、二百五十日を標準とし、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案して、増減するものとする。</p> <p>2 博物館は、利用者の便宜のために、夜間開館日を設けるように努めるものとする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第十二条 博物館には、学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努めるものとする。</p> <p>2 博物館には、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。</p>	<p>(職員の研修)</p> <p>第十三条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員及び学芸員補員の資質の向上を図るために必要な研修の機会を留意するものとする。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるように努めなければならない。</p>



<p>によりその効果を上げること。</p> <p>三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。</p> <p>四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。</p> <p>五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。</p> <p>六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。</p>	<p>(学習活動等)</p> <p>第五条 博物館は、利用者の学習活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一 資料に関する各種の説明会、講演会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。</p> <p>(削除)</p> <p>二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第六条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。</p> <p>二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。</p>
<p>法により、その効果を上げること。</p> <p>三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展を行うこと。</p> <p>四 二次資料又は視聴覚手段を活用すること。</p> <p>五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。</p> <p>六 展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。</p>	<p>(教育活動等)</p> <p>第八条 博物館は、利用者の教育活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一 資料に関する各種の講座又は諸集会（児童又は生徒を対象とした夏季休業日等における観察その他の学習活動を含む。）を開催すること。</p> <p>二 資料の貸出し及び館外巡回展示を行うこと。</p> <p>三 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。</p>	<p>(目録の作成等)</p> <p>第九条 博物館は、利用者の便宜のために、資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うものとする。</p>

在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

（削除）

- 2| 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。
- 3| 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。
- 4| 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

（展示方法等）

- 第四条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
  - 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法

る学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。

2| 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、次の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。

博物館の種類	資料数
動物園	六五種三二五点ないし一六五種八二五点
植物園	一、五〇〇種 六、〇〇〇樹木
水族館	一五〇種 二、五〇〇点

- 3| 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管（育成を含む。）が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。
- 4| 博物館は一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。
- 5| 博物館は、一次資料の所在を調査して、その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

（展示方法等）

- 第七条 資料の展示に当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- 一 確実な情報と研究に基づく正確な資料を用いること。
  - 二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

（削除）

（資料）  
 第三条 博物館は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所

2 市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする。

（施設の面積）

第五条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）の建物の延べ面積は、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては六千平方メートルを、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館にあっては二千平方メートルをそれぞれ標準とする。

2 動物園、植物園及び水族館の施設の面積には、次の表に掲げる面積を基準とする。

博物館の種類	施設の面積
動物園	建物の延べ面積 二十平方メートルに平均同時利用者数を乗じて得た面積
植物園	敷地の面積 二十万平方メートル
水族館	敷地の面積 四万平方メートル

（備考）

この表中「平均同時利用者数」は、次の算式により算定するものとする。

$$\frac{\text{年間利用者数（又は年間利用者見込数）} \times \text{1日利用者1人の平均利用者時間数}}{\text{年間公開時間数}} \times 1.5$$

（資料）

第六条 博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について当該資料に関する

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準 新旧対照表（現行基準及び昭和48年基準）

<p>現行基準（平成15年基準）</p>	<p>旧基準（昭和48年基準）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく公立博物館（同法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>2 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項に規定する公立博物館（以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準を定め、博物館の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「総合博物館」とは、人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料（博物館法第二条第三項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）を総合的な立場から扱う博物館をいう。</p> <p>二 「人文系博物館」とは、考古、歴史、民俗、造形美術等の人間の生活及び文化に関する資料を扱う博物館をいう。</p> <p>三 「自然系博物館」とは、自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原理若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館をいう。</p>
<p>（設置）</p> <p>第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第三条 都道府県は、総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする。</p>

## 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準(平成9年3月31日文部省告示第54号)

最終改正：平成14年8月29日文部省告示第173号

### (目的)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館(以下「博物館」という。)が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定める。

### (望ましい基準)

第2条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めるため、次に掲げる基準を満たすことが望ましい。

- 一 1年を通じた開館日数が原則として250日以上であること。
- 二 週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講ずること。

### (期待される取組)

第3条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めるため、次に掲げる取組を充実することが期待される。

- 一 授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にするなど、学校教育の一環としての青少年の受け入れに係る取組を充実すること。
- 二 青少年の利用促進のための相談窓口を設置するなど、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組を充実すること。

### (告示等)

第4条 文部科学大臣は、第2条に規定する基準を満たしているかどうか確認を希望する博物館のうち、基準を満たしていると認める博物館について、基準を満たしていることについて官報で告示するとともに、基準を満たしている博物館の名簿を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

### 附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 [平成12年12月11日 文部省告示第181号抄]

### (施行期日)

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 [平成14年8月29日 文部科学省告示第173号]

この告示は、公布の日から施行する。

## 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実 に関する基準」の告示について

平成9年6月23日文社生第217号  
各都道府県教育委員会教育長あて  
文部省生涯学習局長通知

このたび、別添のとおり、平成9年3月31日付けで「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（文部省告示第54号）が告示されました。

この告示は、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館（以下「私立博物館」という。）が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものです。

この告示の趣旨、内容及び関連事項は、下記のとおりであり、この告示で定める基準に合致する私立博物館の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人は、法人税法等に規定する要件を満たした場合に新たに特定公益増進法人として税制優遇措置の対象となります。

ついては、都道府県教育委員会においては、管下の各私立博物館に対し、その周知徹底を図るとともに、私立博物館に対する指導又は助言に当たっての参考とされるようにお願いします。

また、この告示に定める望ましい基準等を満たす私立博物館が、貴管下の学校教育活動や青少年の学習や体験活動の場として積極的に活用されることについて、御配慮下さるようお願いいたします。

おって、この告示の施行に伴い、各都道府県教育委員会には、私立博物館からの提出書類等について経由していただくこととなりますので、その取扱についてよろしくお願いします。

なお、この告示は私立博物館を対象とするものですが、博物館において青少年に対する魅力的な学習機会の提供を進めていくことの重要性にかんがみ、必要に応じ、貴所管の博物館の運営及び貴管下の各公立博物館に対する指導又は助言に当たっての参考とされるようにお願いします。

### 記

第1 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する告示」（平成9年文部省告示第54号。以下「告示」という。）の制定について

## 1 制定の趣旨

青少年を取り巻く教育環境が大幅に変化する中で、学校・家庭・地域社会の連携による教育力の向上や、今後の完全学校週5日制の実施に向け、青少年の地域における体験型の学習機会の充実が求められている。

このため、地域の学習活動の拠点として重要な役割を果たしている私立博物館において青少年を対象とした事業等への積極的な取組を促進するため、博物館法第8条の規定に基づく望ましい基準を定めるとともに、あわせて、私立博物館が青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めていくに当たり、期待される取組を示したものである。また、青少年に対する学習機会の充実に積極的な私立博物館の活用を促進する観点から、望ましい基準を満たしている私立博物館を官報で告示し一般への周知を図ることとしたものである。

なお、この告示は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものであり、私立博物館の設置及び運営全般に係る基準ではない。

## 2 告示の内容

### (1) 第1条（目的）関係

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、私立博物館の青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものであること。

### (2) 第2条（望ましい基準）関係

私立博物館が、青少年に対する学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を次のとおり示したものであること。

ア 1年を通じた開館日数が原則として250日以上であること。（第1号）

これは、青少年、親子等の博物館利用を容易にするためには、年間を通じた十分な学習機会が確保されることが重要であることから、原則的な基準として年間開館日数を示したものであること。

なお、地域の実情や博物館の特性により、年間開館日数がこれに満たないことがやむを得ないと認められる場合は、この限りではないこと。

イ 公立学校が休業日となる土曜日の児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じること。（第2号）

これは、完全学校週5日制の実施に向けて、特に土曜日における青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じることを基準として示したものであること。

なお、青少年、親子等の利用に対する優遇措置としては、ここに例示された「公立学校が休業日となる土曜日の児童・生徒の入場を無料にする」ことに限られず、例えば、授業の一環として博物館を利用する際の入場を無料にすることなど、地域や施設の特性を生かした取組を行うことも考えられる。

(3) 第3条（期待される取組）関係

私立博物館が、青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めるため、充実することが期待される取組を次のとおり示したものであること。

ア 授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にするなど、学校教育の一環としての青少年の受け入れに係る取組を充実すること。（第1号）

なお、学校教育の一環としての青少年の受け入れに係る取組としては、ここに例示された「授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にする」ことに限られず、例えば、次のような取組が考えられる。

(ア) 教師等を対象とした博物館の利用促進のための研修・研究会の開催

(イ) 授業の一環として博物館を適切かつ効率的に利用するための学習教材の開発

(ウ) 学校への出張講座や移動展示の開催 など

イ 青少年の利用促進のための相談窓口を設置するなど、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組を充実すること。（第2号）

なお、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組としては、ここに例示された「青少年の利用促進のための相談窓口を設置する」ことに限られず、例えば、次のような取組が考えられる。

(ア) 児童・生徒やその親子等を対象とした学習教室や自然観察教室の開催

(イ) 青少年を対象とした展示コーナーの設置や特別展等の開催 など

(4) 第4条（告示等）関係

青少年の私立博物館の利用を促進するとともに、私立博物館と学校等との連携を通じた私立博物館の活用を促進するためには、青少年を対象とした取組に積極的な私立博物館を一般に周知することが重要であることから、文部大臣は、第2条に規定する基準を満たしているかどうか確認を希望する私立博物館のうち、基準を満たしていると認める私立博物館について、基準を満たしていることについて官報で告示するとともに、基準を満たしている私立博物館の名簿を作成し、これを一般の閲覧に供するものとしたこと。

(5) 附則関係

施行期日は、平成9年4月1日としたこと。

## 第2 関連事項

### 1 本告示に基づく私立博物館の確認及び官報告示等の手続きについて

(1) 告示第2条に規定する「望ましい基準」を満たしていることの確認を求める私立博物館（以下「確認希望博物館」という。）は、様式1により、都道府県教育委員会を通じて、文部大臣に必要な書類を提出する。



(2) 文部大臣は、確認希望博物館のうち、基準を満たしていると認められる私立博物館名を官報で告示するとともに、様式2により、都道府県教育委員会を通じ確認希望博物館にその旨を通知する。

なお、文部大臣は、確認にあたって、博物館法第17条の規定に基づき、都道府県教育委員会に必要な報告を求めることがある。

(3) 文部大臣は、官報で告示された博物館の名簿を作成し、一般の閲覧に供するとともに、各都道府県教育委員会に送付する。

(4) 官報で告示された博物館は、毎年度6月30日までに、様式3により、開館日数及び青少年を対象とした取組等に関する実績報告を、都道府県教育委員会を通じて文部大臣に提出するものとする。なお、様式1により提出した記載事項について、博物館の名称、所在地及び青少年に対する学習機会の提供に係る取組のうち重要な事項に変更があった場合には、実績報告を提出する際、文部大臣に届出るものとする。

(5) 文部大臣は、官報で告示された博物館が第2条に規定する望ましい基準を満たさなくなると認められた場合には、その旨を官報で告示するとともに、当該博物館を第4条に規定する名簿から削除する。

## 2 その他

(1) 平成9年度税制改正において、「博物館法第8条の規定に基づき文部大臣が定める私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」に合致する博物館法に規定する登録博物館の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人（以下「設置法人」という。）が、特定公益増進法人として税制優遇措置の対象として新たに追加されたところである。

設置法人が特定公益増進法人の認定を受けるためには、本告示に基づき、文部大臣が、私立博物館が告示に定める基準を満たしていることを確認し、官報で告示するとともに、法人税法等に規定する特定公益増進法人としての要件を満たしていることが必要となるので、特定公益増進法人としての認定を希望する設置法人にあつては、本告示の趣旨、内容等を十分了知し、必要な手続きをとること。

(2) 都道府県教育委員会においては、本告示に基づく手続きを円滑に進めるため、博物館行政の担当課及び係名等を様式4に記載して、平成9年7月1日までに文部省生涯学習局社会教育課に送付されたい。

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」  
の一部を改正する告示について

平成14年8月28日 14文科生第419号  
各都道府県教育委員会教育長あて  
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、別添のとおり、平成14年8月29日付けで「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の一部を改正する告示」（平成14年文部科学省告示第173号）が告示されました。

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」は、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館（以下「私立博物館」という。）が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものですが、本告示は、地域社会での生活体験、社会体験、自然体験の機会を充実させることを目的とした完全学校週五日制の本年4月からの実施に伴い、その一部を改正するものです。

従来、完全学校週五日制の実施に向け、特に公立学校が休業日となる土曜日における児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の措置を例示してきましたが、完全学校週五日制が本年4月より実施され、学校外における様々な体験が、子どもたちの「生きる力」をはぐくむための重要な鍵であることにかんがみ、地域における学習活動の重要な拠点である私立博物館において、青少年に対する学習機会の充実をより一層推進することが求められています。このため、学校外の活動の重要性に配慮しつつ、各地域や施設の特性に応じた様々な工夫を柔軟に行い、青少年にとってより魅力的な学習機会を提供することができるよう、特に土曜日に限定することなく、週に1日以上は、児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の措置を、青少年、親子等の私立博物館の利用に対する優遇措置の例としてお示しすることとしました。従って、平成9年6月23日付けで出された「「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の告示について」の通知の第一、2、(2)、イについては、下記のとおり改めるとともに、様式1についても別添のとおり改めることとします。

については、都道府県教育委員会においては、管下の各私立博物館に対し、本件告示の周知徹底を図るとともに、私立博物館に対する指導又は助言に当たっての参考とされるようお願いいたします。

記

イ 週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じること。（第二号）

これは、完全学校週五日制が本年4月より実施され、学校外における様々な体験が、

子どもたちの「生きる力」をはぐくむための重要な鍵であることにかんがみ、地域の学習活動の重要な拠点である私立博物館において、青少年に対する学習機会の充実をより一層推進することが求められているため、学校外の活動の重要性に配慮しつつ、各地域や施設の特성에応じた様々な工夫を柔軟に行い、青少年にとってより魅力的な学習機会を提供することができるよう、特に土曜日に限定することなく、週に1日以上は児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の優遇措置を講じることを、基準として示したものであること。

なお、青少年、親子等の利用に対する優遇措置としては、ここに例示された「週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にする」ことに限られず、例えば、授業の一環として博物館を利用する際の入場を無料にすることなど、地域や施設の特性を生かした取組を行うことも考えられるが、その際には、青少年、親子等の私立博物館の利用に対する優遇措置として客観的に認められるものとなっていることが必要である。

以上



3. これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議  
設置要綱、委員名簿



## 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」設置要綱

平成 19 年 4 月 2 日  
生涯学習政策局長決定  
平成 19 年 8 月 24 日一部改正  
平成 20 年 4 月 21 日一部改正  
平成 20 年 11 月 6 日一部改正  
平成 21 年 4 月 27 日一部改正

### 1 趣旨

博物館は、生涯学習や地域づくりの拠点として様々な活動を通じて教育、文化の発展に寄与してきたところである。今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており、今後、望ましい博物館の在り方を探るとともに、それを実現するための条件整備等を推進する必要がある。

このため、博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行う「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設ける。

### 2 調査研究事項

- (1) 博物館法の博物館について
- (2) 博物館登録制度の在り方等、博物館評価について
- (3) 学芸員資格制度の在り方について
- (4) その他

### 3 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、上記 2 に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (2) なお、必要に応じ協力者会議の下にワーキンググループを設置するほか、協力者会議の委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

### 4 実施期間

平成 21 年 4 月 27 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 5 その他

この検討会の庶務は、文化庁文化財部美術学芸課との連携の下、生涯学習政策局社会教育課において処理する。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」委員

榎本 徹	岐阜県現代陶芸美術館長
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
佐々木 亨	北海道大学大学院文学研究科教授
佐々木秀彦	東京都美術館施設活用担当係長
菅原 教夫	読売新聞東京本社編集局編集委員
鷹野 光行	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
高安 礼士	財団法人科学博物館後援会公益事業課長
中川 志郎	ミュージアムパーク茨城県自然博物館名誉館長
名見耶 明	財団法人五島美術館学芸部長
水嶋 英治	常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科長・教授

(五十音順)



#### 4. 会議開催状況



## 会 議 開 催 状 況

- 21年 6月19日 第23回協力者会議開催  
・自由討議
- 8月27日 第24回協力者会議開催  
・ヒアリング  
千葉県大喜多町立老川小学校教諭 永島絹代 氏  
東京都多摩動物公園 飼育展示課長 成島悦雄 氏  
・論点整理
- 10月 9日 第25回協力者会議開催  
・ヒアリング  
文化ボランティアコーディネーター 大久保邦子 氏  
・論点整理
- 11月 5日 第26回協力者会議開催  
・ヒアリング  
よこはま市民メセナ協会会長 西田由紀子 氏  
嘉悦大学副学長 桧森 隆一 氏  
・論点整理
- 12月17日 第27回協力者会議開催  
・ヒアリング  
千葉県野田市市長 根本 崇 氏  
・論点整理
- 22年 1月28日 第28回協力者会議開催  
・骨子（案）検討
- 2月24日 第29回協力者会議開催  
・報告書（案）検討
- 3月26日 第30回協力者会議開催  
・報告書（案）検討、とりまとめ